

令和6年度主要事業に関する要望

(国 へ の 要 望)

令和5年7月

広 島 市

目 次

重点要望項目

【平和への取組】

- 1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について (外務省関係) …… 2

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について
(厚生労働省・外務省関係) …… 4
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について
(厚生労働省関係) …… 6

【都市再生・都市基盤の整備】

- 4 市街地再開発事業の推進について (国土交通省関係) …… 12
- 5 広島駅南口広場の再整備等の推進について (国土交通省関係) …… 14

【道路・交通ネットワークの整備】

- 6 持続可能な公共交通ネットワークの構築について
(国土交通省関係) …… 16

要望項目

【地方創生・地方分権改革の推進】

- 7 広島広域都市圏の発展について (総務省・内閣府・内閣官房関係) …… 20
8 地方分権の推進について (内閣府・総務省関係) …… 22

【平和への取組】

- 9 原爆展の開催について (厚生労働省・外務省関係) …… 26

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 10 放射線被曝者医療国際協力の推進について
(厚生労働省・外務省・文部科学省関係) …… 28

【子育て支援の充実】

- 11 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について
(こども家庭庁関係) …… 30

【保健・医療・福祉サービスの充実】

- 12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について
(厚生労働省関係) …… 34
13 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について
(厚生労働省関係・こども家庭庁関係) …… 38
14 造血細胞移植後のワクチン再接種について (厚生労働省関係) …… 40

【都市再生・都市基盤の整備】

- 15 サッカースタジアム建設事業の推進について (国土交通省関係) …… 42
16 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について
(国土交通省関係) …… 44
17 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について (国土交通省関係) …… 46
18 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 48
19 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 50
20 「インフラ資産」の老朽化対策について (国土交通省関係) …… 52
21 都市公園整備事業の推進について (国土交通省関係) …… 54
22 下水道施設の改築への国費負担の継続について
(国土交通省・財務省関係) …… 56
23 公共下水道事業等の推進について (国土交通省・総務省・内閣府関係) …… 58

【道路・交通ネットワークの整備】

- 24 新交通ネットワークの整備推進について (国土交通省関係) …… 60
25 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について
(国土交通省関係) …… 62
26 直轄国道の整備促進について (国土交通省関係) …… 64
27 道路事業の推進について (国土交通省関係) …… 66
28 街路事業の推進について (国土交通省関係) …… 68

【防災・減災のまちづくりの推進】

- 29 土砂災害防止対策の充実について (国土交通省関係) …… 70
30 港湾海岸高潮対策事業の促進について (国土交通省関係) …… 74
31 太田川高潮対策事業等の促進について (国土交通省関係) …… 76

【教育の充実】

- 32 教職員配置の充実改善について (文部科学省関係) …… 78

重点要望内容

1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について

(外務省関係)

要望内容

核兵器廃絶に向けた取組の推進

(要 旨)

本市は、国内外の 8,200 を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。令和 3 年 7 月には、平和首長会議の活動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称：PXビジョン)及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。

核兵器をめぐるのは、各国において核戦力の近代化が図られ、さらには、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中で、核抑止力は必要であるという考え方が強くなる傾向にあり、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。

こうした中、本年 5 月に開催されたG7広島サミットでは、G7各国及びオーストリア国の首脳に加え、ウクライナの大統領の平和記念資料館の視察や被爆者との対話の実現し、各国首脳は、それぞれの核兵器廃絶に向けた思いを芳名録に残されました。

また、原爆死没者慰霊碑に参拝・献花をしていただき、碑文に込められた「ヒロシマの心」を各国首脳にはしっかりと受け止めていただきました。

さらに、G7で初めて核軍縮に特化した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が発出され、全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けたG7首脳のコミットメントが再確認されました。

このように、各国首脳が被爆の実相に直接触れ、「ヒロシマの心」を受け止めていただき、核兵器のない世界の実現を目指すというメッセージが世界に発信されたことは大きな意義がありました。

本市としては、G7広島サミットを契機として、国際社会が核兵器廃絶に向かって着実に前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を更に進めるとともに、平和首長会議加盟都市とともに、市民一人一人が日常

生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。

国においては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に賛同いただく中で、G7広島サミットで表明された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。

また、昨年6月に開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議では、核兵器に依存している国がオブザーバー参加する中で、核兵器禁止条約がNPTに貢献し、補完するものであることも強調されました。こうしたことを踏まえ、NPT再検討会議での橋渡し役を果たすとともに、まずは次回の締約国会議に是非ともオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しするよう、積極的な外交展開をお願いいたします。

さらに、広島で開催された「核兵器のない世界に向けた国際賢人会議」や「G7広島サミット」に続き、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

放射線影響研究所の着実な移転及びその機能の更なる発展

(要 旨)

公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を前身として、昭和 22 年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしております。

この放影研に関しては、ＡＢＣＣの比治山への建設が、占領下で強行された歴史的経緯や、昭和 25 年の建設から 70 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料（血液）の保存など、機能の維持さえ困難となる可能性があったこと等から、その比治山からの移転が強く望まれてきました。

また、本市では、平成 29 年 3 月に、放影研移転後の跡地利用を含む、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園の再整備に取り組んでいます。

こうした中、本年 1 月に、放影研が広島大学霞キャンパスに移転することが正式に決定され、令和 7 年度の完成を目指すことが示されたことは、移転実現に向けた大きな動きであり、広島市民にとって喜ばしいことであると考えています。

つきましては、国において、放影研に係る機能の更なる発展に向け、移転を着実に進められるよう、放影研に対する十分な財政措置を講じていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 放影研の現況

- (1) 所在地 広島市南区比治山公園
- (2) 敷地面積 2万2,716 m²
- (3) 建物面積 延9,233 m²

2 放影研移転の概要

- (1) 移転場所 広島大学「霞キャンパス ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点棟」の敷地
- (2) 新施設の概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建
(広島大学との合築)
- (3) 建物面積 延約7,700 m²
(広島大学：1階、放影研：1～10階)
- (4) 位置図



3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から78年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は85歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等

本市では、平成 20 年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した「黒い雨降雨地域」を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきましたが、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提訴され、令和 2 年 7 月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。

この判決を受け、令和 2 年 11 月に、被爆者援護法に基づき定められている区域の拡大も視野に入れた再検討を行うこととして、国において設置された「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」は、検討開始から 3 年を迎えようとしています。未だ結論は出されていません。

本市としては、黒い雨体験者の方々が高齢化している中、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必要があると考えています。

つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この分析・検証を早急に進めるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

また、令和 3 年 7 月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、「『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和 4 年 4 月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11 種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。

つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、平成 31 年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、さらに令和 4 年度から、申請様式の見直しにより手続きが簡素化されるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から 77 年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

こうした中、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成 28 年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成 31 年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。

しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。

つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | ピーク時 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 本 市 | 58,933 | 56,174 | 53,340 | 50,384 | 47,632 | 44,836 | 42,191 | 39,590 | 39,374 | 114,542 (昭和51年) |
| 全 国 | 183,519 | 174,080 | 164,621 | 154,859 | 145,844 | 136,682 | 127,755 | 118,935 | 113,649 | 372,264 (昭和56年) |

※ 各年3月31日現在

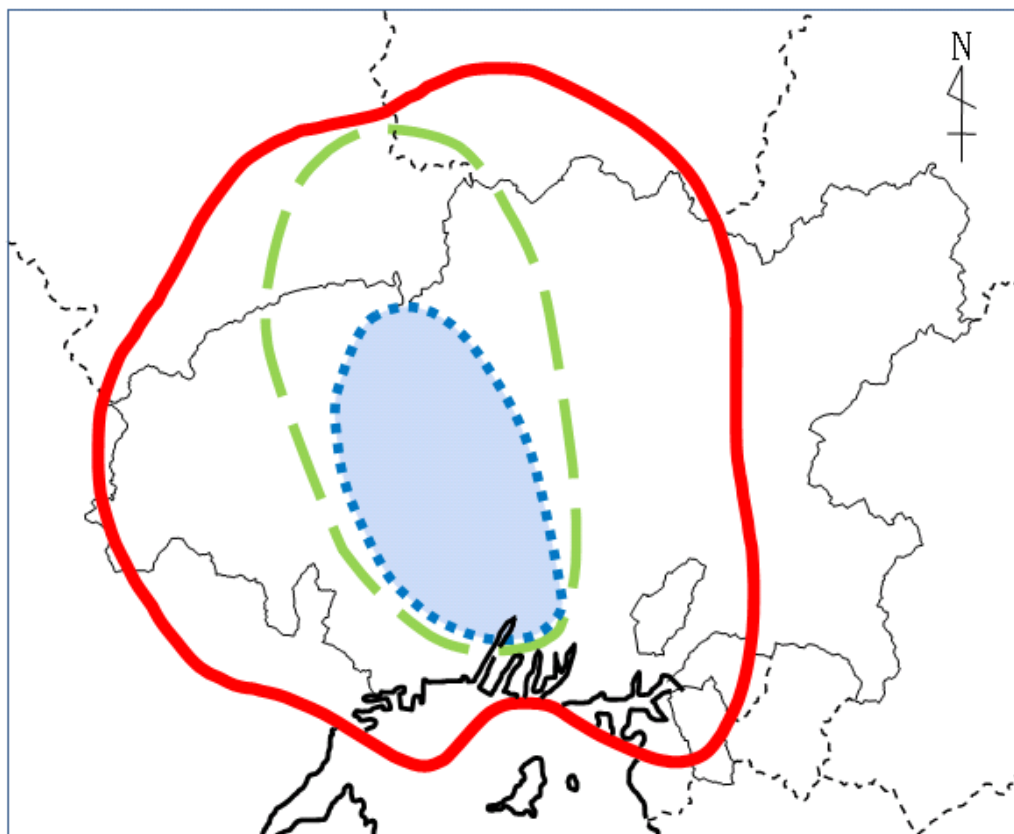
2 原子爆弾小頭症患者の現状




(単位：人)

| 区 分 | 広島市 | 広島県 | 長崎県 | 長崎市 | 北海道 | 神奈川県 | 大阪府 | 山口県 | 福岡県 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|
| 人 数 | 6 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 13 |

※ 令和5年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



| 凡例 | |
|---|--|
|  | 「原爆体験者等健康意識調査」 (平成20年度)で判明した降雨地域 【黒い雨体験者相談・支援事業】 |
|  | 宇田小雨地域 |
|  | 宇田大雨地域 (現在の第一種健康診断特例区域) |

4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | ピーク時 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------|
| 本市 | 4,046 | 4,058 | 4,107 | 4,061 | 3,950 | 3,862 | 3,784 | 3,616 | 3,428 | 4,107 (平成29年) |
| 全国 | 10,133 | 10,133 | 10,059 | 9,908 | 9,676 | 9,444 | 9,196 | 8,675 | 8,234 | 10,133 (平成27,28年) |

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

| 区分 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 被爆者健康手帳等の 処理件数 | 認定 | 4件 | 3件 | 0件 | 4件 |
| | 却下等 | 12件 | 16件 | 0件 | 4件 |
| | 計 | 16件 | 19件 | 0件 | 8件 |
| 各種手当の申請件数 | 健康管理手当 | 21件 | 8件 | 3件 | 10件 |
| | 保健手当ほか | 28件 | 17件 | 5件 | 5件 |
| | 計 | 49件 | 25件 | 8件 | 15件 |

6 被爆建物の状況について

| 被爆建物 86件 | | 公共所有 22件 | | 民間所有 64件 | |
|----------|-----|----------|----|----------|-----|
| 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 |
| 30件 | 56件 | 21件 | 1件 | 9件 | 55件 |

※ 公共所有22件のうち、市所有15件、国所有(広島大学を含む)5件、県所有2件

※ 令和5年4月1日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

| 所有者 | 良 | やや不良 | 不良 | 著しく不良 | 枯死寸前 | 未調査 | 計 |
|-----|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 市 | 8本 | 39本 | 32本 | 3本 | — | — | 82本 |
| 国・県 | 1本 | 9本 | 5本 | 3本 | 1本 | — | 19本 |
| 民間 | 9本 | 29本 | 16本 | 4本 | — | 1本 | 59本 |
| 計 | 19本 (11.3%) | 79本 (48.1%) | 51本 (33.1%) | 9本 (6.3%) | 2本 (0.6%) | 1本 (0.6%) | 160本 (100%) |

※ 令和5年4月1日現在

4 市街地再開発事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

市街地再開発事業（基町相生通地区）の財源確保

(要 旨)

本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。

このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。

このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、広島商工会議所の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた平和記念資料館本館下から見た原爆ドーム背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。

本事業は、昨年度の施行認可取得に引き続き、今年度は権利変換計画認可取得及び認可取得後の工事着手に向けて取り組んでいるところであり、事業の早期完成に向けて今後もスピード感を持って進めることとしています。

つきましては、市街地再開発事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、その他の市街地再開発事業についても、昨年度末に本通3丁目地区市街地再開発準備組合が環境アセスメントに着手するなど、複数の地区において市街地再開発事業の実現に向けた検討が進められており、本市としても、第6次広島市基本計画に掲げる「活力の創出と都市の個性の確立を目指した

まちづくり」に向け、官民が連携して取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(参 考) 基町相生通地区市街地再開発事業の概要

◎ 位置図



※参考 〇 その他再開発事業の検討が進められている地区



◎ 建築計画の概要

| | 高層棟 | 変電所棟 | 市営駐輪場棟 |
|----|------------------------|---------|---------------|
| 用途 | オフィス、ホテル、店舗 駐車場、駐輪場 | 変電所、駐車場 | 市営駐輪場 |
| 高さ | 約 160m | 約 30m | 約 20m |
| 階数 | 地上 31 階、地下 1 階 | 地上 5 階 | 地上 5 階、地下 1 階 |

◎ 今後のスケジュール（予定）

| | |
|----------|--------------------------|
| 令和 5 年度 | 権利変換計画認可 認可後速やかに工事に着手 |
| 令和 9 年度 | 高層棟及び変電所棟竣工 |
| 令和 11 年度 | 市営駐輪場棟竣工 |

5 広島駅南口広場の再整備等の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島駅南口広場の再整備等の財源確保

(要 旨)

本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島顔となる場所とするため、駅ビルの建替えを行うJR西日本や路面電車を運行する広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートや循環ルートの整備を行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。

駅前大橋ルートなどについては、新駅ビルの開業と同時期の令和7年春の供用開始に向け、来年度は整備の最終段階に入ります。その後、既存の路面電車乗降場を撤去し、ペDESTリアンデッキの整備やバス、タクシー、マイカーの各エリアの再整備を令和8年度末までに完了するよう取り組んでまいります。

つきましては、広島駅南口広場の再整備等の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

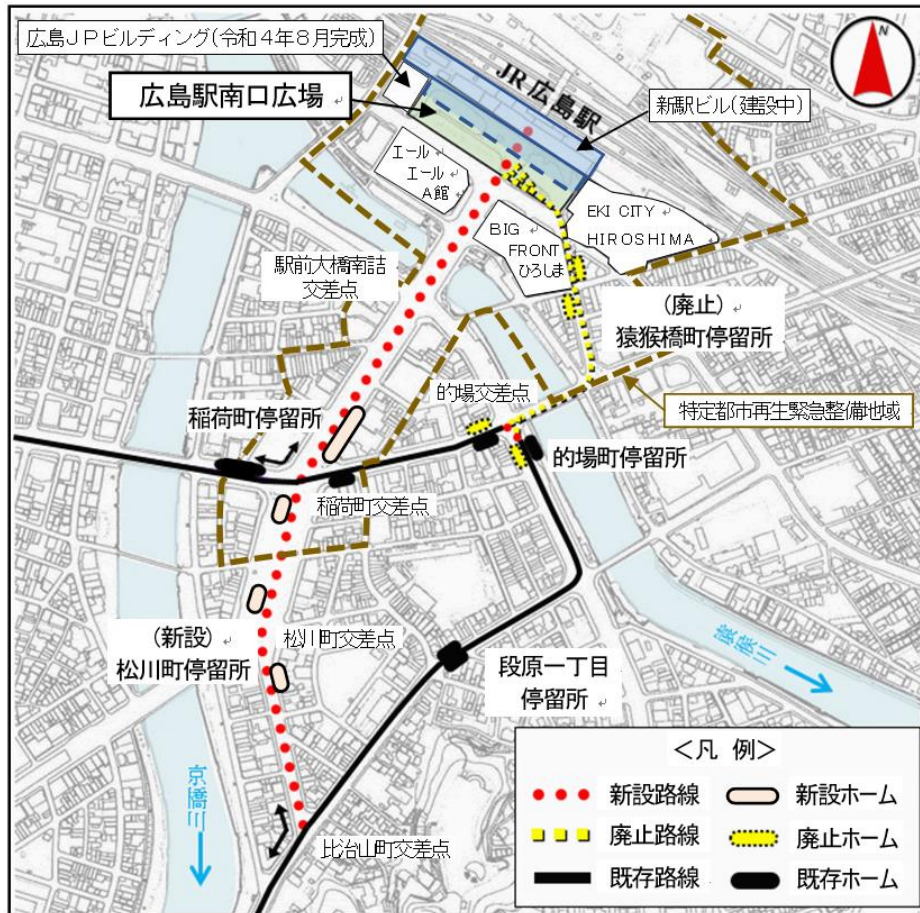
(参 考)

1 事業概要

- 国際競争拠点都市整備事業【広島都心地域】 及び
社会資本総合整備事業【広島の陸の玄関にふさわしい交通結節点の実現
と公共交通ネットワークの機能強化（Ⅱ期）】
 - ・ 広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備
 - ・ 路面電車の駅前大橋ルート及び循環ルートの整備

2 総事業費 360 億円

3 位置図等



広島駅南口広場全景

6 持続可能な公共交通ネットワークの構築について

(国土交通省関係)

要望内容

持続可能な公共交通体系を構築するために必要な財政支援等

(要 旨)

本市では、少子化・高齢化、人口減少など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、近隣市町と互いに協調しながら自律的・持続的に発展することを目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいます。

こうした広域的な経済圏内でヒト・モノが活発に循環し続けるためには、それらの移動を容易にするための手段が不可欠であり、公共交通ネットワークを最大限活用する必要があります。国においても、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築が進むよう、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正が行われたところです。

こうしたことから、本市では、地域、交通事業者、関係自治体が一体となり、「競争」から「協調」へと舵を切り、これまで事業者任せとなっていた鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に社会インフラと捉えた上で、その再構築のモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、「共創による共同運営システムの構築」に取り組んでいます。

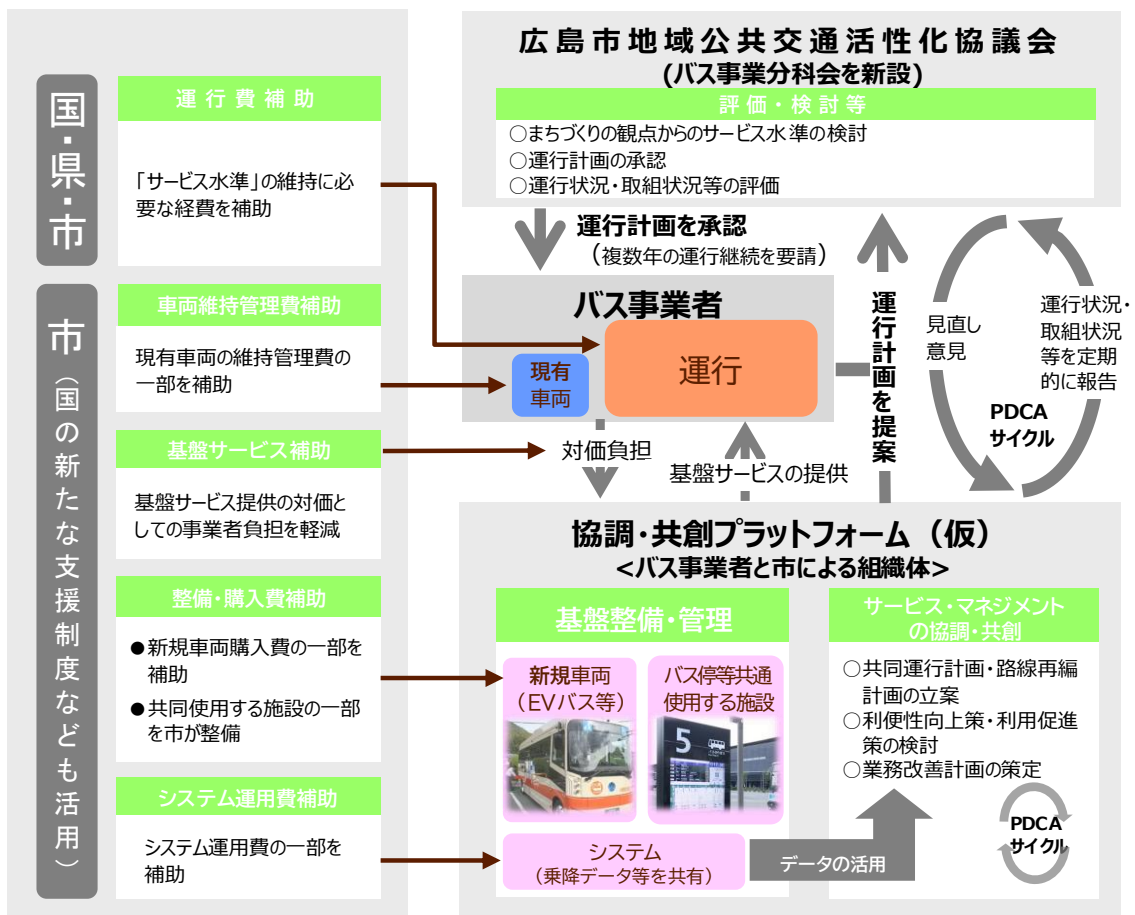
この取組の成否は、本市が目指す新たな公共交通体系の構築の試金石になるものであることから、こうした地域と事業者が一体となった取組への後押しとして、法改正の主旨に沿った新たな支援制度の創出、既存制度の拡充、財政支援等について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

共創による乗合バス事業の共同運営システム（広島モデル）の構築について

「事業者間の共創」と「官民の共創」を軸に、持続可能で利便性の高い広島ならではの乗合バス事業への再構築を図るため、官民それぞれの強みを的確に組み合わせて全体最適化を図る新たな連携体制として「乗合バス事業の共同運営システム」を構築する。

1 共同運営システムのイメージ



2 今後の取組

「乗合バス事業の共同運営システム」の実現には国からの支援が肝要となるため、官と民の共創の取組が確実に実施できるよう、制度改正や新たな支援制度の創設などを要請し、国の支援策の見通しを得た上で、早ければ令和6年度からの事業化を目指して検討を進める。

要望内容

7 広島広域都市圏の発展について

(総務省・内閣府・内閣官房関係)

要望内容

地方創生を実現するための「連携中枢都市圏制度」を活用した取組や「総合戦略」を推進するための施策に対する地方財政措置の拡充

(要 旨)

社会経済情勢の変化、とりわけ人口減少という避けては通れない事態を前にしては、地方創生という課題と向き合いながら、大胆な施策を展開していくことが必要です。

そこで、本市は、本市の都心部からおおむね 60 km の圏内にあつて経済面や生活面で深く結び付いている近隣市町と、“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を基盤として、地域の資源を圏域全体で生かす様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を実現したいと考えています。

この「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて、本市と 27 市町との間でそれぞれ連携協約を締結するとともに、都市圏の目指す将来像とその実現を図るための具体的な施策を取りまとめた「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定し、「連携中枢都市圏制度」を活用した具体的な取組を進めているところです。

こうした中、令和 3 年度には連携市町の特別交付税措置率の引き下げが行われるなど、連携市町の財政負担が増加する状況にあります。

つきましては、「連携中枢都市圏制度」に基づく連携中枢都市及び連携市町の取組に対する地方財政措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

併せて、地方創生の効果をより一層高めるため、「連携中枢都市圏制度」を活用した施策と車の両輪のように連携して取り組む、本市の「総合戦略」を推進するための施策に対しても、十分な規模で地方財政措置が講じられるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島広域都市圏



広島広域都市圏協議会を広島県、山口県及び島根県の13市15町（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、美郷町及び邑南町）で構成

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成 26 年 5 月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和」を求める提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が令和3年11月に取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置して、議論を加速させるなど、「特別市」の法制化について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

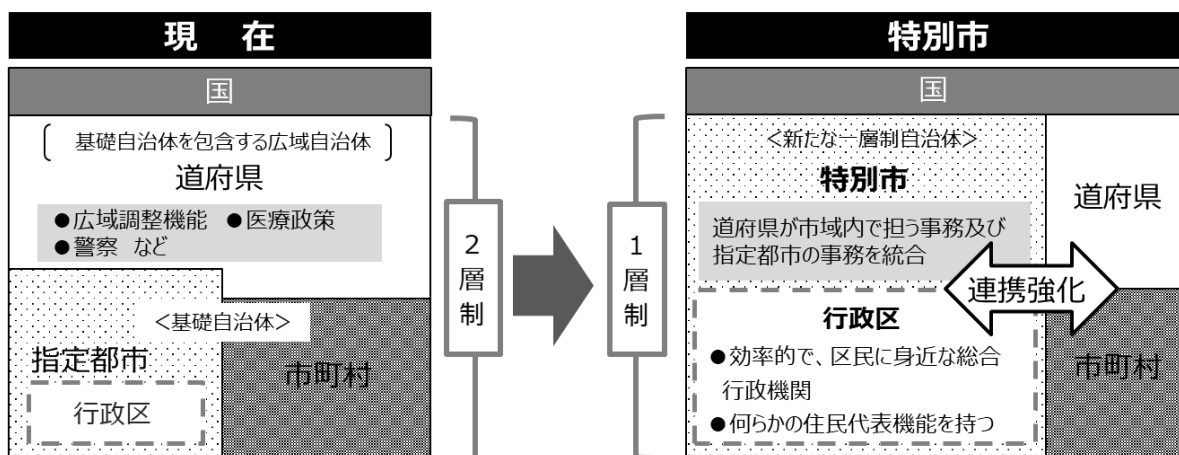
1 令和5年度 地方分権改革に関する本市提案

| No. | 提 案 項 目 | 制度の所管 関係府省庁 |
|-----|----------------------------------|----------------|
| 1 | 市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和 | こども家庭 庁 |

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

- 特別市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く。）を処理する。
- 特別市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



(2) 特別市制度の必要性

- 道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。
- 基礎自治体としての「現場力」と、高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要。
- 大都市が果たすべき役割を最大限に発揮するために、権限と財源の統一が必要。
- 指定都市で極めて深刻化する高齢化及びインフラ老朽化への対応が喫緊の課題であり、このままでは大都市の活力が失われかねない。大都市制度改革は我が国にとって待ったなしの課題。

9 原爆展の開催について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

海外での原爆展の拡充

(要 旨)

広島・長崎両市は、今日まで、被爆の実相を国の内外に伝えるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

その手段の一つとして、これまで、北米、欧州、アジア、大洋州及び中南米の諸都市において原爆・平和展を開催し、大きな反響を得てきましたが、一方で、原爆被害の実相がいまだ十分に知られていないことも事実です。

核兵器をめぐるのは、核兵器禁止条約の発効から2年が経過しますが、核保有国は核戦力の増強や核兵器の近代化を進め、核軍縮の停滞や核不拡散の後退が指摘されるなど、実質的な核軍縮議論は進んでおらず、同条約の原動力となった被爆者の切実な願いに反する状況にあります。原爆・平和展の開催は、核兵器廃絶の国際世論を高め、核抑止力に依存する核保有国の政策を変えさせていく上で、有効な手段の一つであり、人類史上唯一の被爆体験を持つ我が国には、被爆の実相を伝える積極的な取組が求められています。

こうした中、本市では、平成7年以来、核超大国であるアメリカ、ロシアを始めとする20か国56都市において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催しています。

国におかれては、本年度、ジョージアにおいて原爆展を開催いただく予定となっておりますが、今後より一層広く国内外に被爆の実相を伝えていくため、海外での原爆展の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」について

1 事業主体

広島市、長崎市、現地主権団体

2 事業内容

(1) 開催場所

核保有国を中心とした各国の主要都市

(2) 主な内容

ア 被爆の実相や現在の核の状況、今日の広島・長崎の姿を示す写真パネル等及び市民が描いた原爆の絵の展示

イ 被爆資料の展示

ウ 被爆の実相を伝えるビデオの上映

エ 被爆体験証言の開催 など

3 これまでの開催状況（平成 30 年度以降）

| 開催場所 | 開催期間 | 入場者数 | 備考 |
|---------------------------------|---------------------------|-----------|-------------------|
| フランス・カーン市 カーン記念館 | 平成30年9月20日 ～10月31日 | 約1万人 | |
| ベルギー・イーペル市 イーペル博物館 | 平成30年11月9日 ～12月2日 | 約2,100人 | |
| 米国・ロチェスター市 ロチェスター・モンロー郡中央図書館 | 令和元年9月16日 ～10月2日 | 約1,000人 | |
| 米国・ロサンゼルス市 全米日系人博物館 | 令和元年11月9日 ～令和2年3月1日 | 約2万8,000人 | |
| 米国・ホノルル市 戦艦ミズーリ記念館 | 令和2年8月13日 ～令和3年2月27日 | 約1万3,500人 | |
| 米国・ハワイ郡ヒロ町 ハワイ大学ヒロ校 | 令和2年12月7日 ～令和3年2月27日 | 約1,000人 | |
| オーストラリア・シドニー市 オーストラリア国立海洋博物館 | 令和3年5月21日 ～令和3年8月29日 | 約16,700人 | |
| 米国・ニューヨーク市 国連本部 1階ロビー | 令和3年12月13日 ～令和4年1月12日 | — | 日本原水爆被害者団体協議会との共催 |
| 米国・ニューヨーク市 国連本部 1階ロビー | 令和4年8月5日 ～令和4年9月2日 | — | 日本原水爆被害者団体協議会との共催 |
| オーストラリア・キャンベラ市 オーストラリア国立大学 | 令和4年9月6日 ～令和4年11月30日 | 約1,370人 | |
| ポーランド・グダンスク市 グダンスク第二次世界大戦博物館 | 令和4年10月14日 ～令和4年12月31日 | 約8,400人 | |

10 放射線被曝者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被爆地として、長年にわたる被爆者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成3年4月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE）を設立しました。

同協議会による、チョルノービリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得ており、平成26年5月には、国際原子力機関（IAEA）の協働センターに同協議会が指定されました。

このように国際的に高い評価を得ている我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被爆者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) (一社)広島県医師会 | (7) (公財)広島原爆障害対策協議会 |
| (2) (一社)広島市医師会 | (8) 広島赤十字・原爆病院 |
| (3) 広島大学 | (9) 広島県 |
| (4) 広島大学病院 | (10) 広島市 |
| (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所 | (11) 学識経験者 |
| (6) (公財)放射線影響研究所 | |

3 事業費

令和5年度予算 3,519万円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。

1 1 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について

(こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 保育士の処遇改善の拡充強化及び保育士配置基準の見直し
- 2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

(要 旨)

1 保育士の処遇改善の拡充強化及び保育士配置基準の見直し

本市における令和 5 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、保育所等の定員を増加させたことなどにより、前年度に比べ 2 人減の 3 人となりましたが、ゼロとはなりませんでした。

本市においては、今後、保育需要に応じて更なる受入枠の拡大を図ることとしていますが、広島県内の保育士の有効求人倍率が令和 5 年 1 月現在で 4.94 倍と全国で 4 番目に高いものとなっていることから、受入枠拡大に伴って必要となる保育士の確保が喫緊の課題となっています。

保育士の確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことや保育士の配置が十分でなく、労働環境が厳しいことなどが指摘されています。

保育士の処遇に関しては、国において、平成 29 年度以降、賃金の引上げを目的とした処遇改善が行われてきましたが、全産業の労働者との賃金差の解消のためには更なる処遇改善が必要な状況となっています。

また、保育所等の保育士配置基準については、3 歳児に対する配置加算など質の確保に向けた措置が一部講じられていますが、近年、障害や発達上の課題を有する子どもの受入れの増加、児童虐待の発生予防など、保育所等の担う役割は、より重要性を増しており、保育士一人一人に掛かる負担が一層大きくなっています。

本市では、令和 4 年 4 月に保育中の園児が亡くなる事案が発生し、当該事案に係る検証委員会からの報告書において、再発防止に向けて保育士の配置基準を改善するよう提言されました。

こうした状況を踏まえ、保育士を確保し、すべての子どもに安心・安全な保育環境を提供するため、必要な処遇改善を早急に講じていただくとともに、国基準を上回る保育士配置に対し加算等を行いつつ、配置基準を適切に見直していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

本市の放課後児童クラブについては、平成 27 年度に受入対象学年の上限を小学 3 年生から小学 6 年生に拡大したことを契機に利用申込者数が急増し、近年では 1 万 2 千人を超える申込があります。これまで、本市直営の放課後児童クラブの増設や民間放課後児童クラブ事業者への補助により受入枠の拡大を図ってきましたが、令和 5 年 5 月 1 日現在で、19 人の待機児童が生じています。

今後も引き続き共働き世帯の増加などによる放課後児童クラブへの需要に応じて、受入枠を拡大するに当たっては、本市直営の放課後児童クラブを増設するほか、民間活力をより一層活用する必要があると考えており、そのためには、放課後児童クラブの運営に必要な人材を安定的に確保していくことが重要となっています。

こうした中、国において、令和 4 年 2 月から、放課後児童支援員等を対象として、賃金改善を行うために必要な費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施し、令和 4 年 10 月からは子ども・子育て支援交付金において同様の措置をしていただいたところですが、依然として保育士同様に、本市直営、民間ともに人材の確保は困難な状況にあることから、更なる処遇改善を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 保育所等の待機児童数の状況（各年度4月1日現在）

(単位：人)

| 区分 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| 定員 (対前年度比) | 28,940 (604) | 29,419 (479) | 30,002 (583) | 30,118 (116) | 30,357 (239) |
| 入園申込 児童数 (対前年度比) | 27,898 (500) | 28,122 (224) | 27,964 (▲158) | 27,804 (▲160) | 27,723 (▲81) |
| 入園 児童数 | 27,100 | 27,323 | 27,424 | 27,281 | 27,104 |
| 入園希望 (入園待ち) 児童数 | 798 | 799 | 540 | 523 | 619 |
| 待機 児童数 (対前年度比) | ³⁶ (▲27) | ³³ (▲3) | ¹¹ (▲22) | ⁵ (▲6) | ³ (▲2) |

2 保育士の有効求人倍率（令和5年1月現在）

全国 3.12 倍
東京都 3.86 倍（全国8位）
広島県 4.94 倍（全国4位）

3 保育士の配置基準

0歳児 3：1（園児3人に保育士1人）
1・2歳児 6：1
3歳児 20：1（15：1で実施の場合、加算あり）
4・5歳児 30：1

4 放課後児童クラブの待機児童数の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

| 区 分 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 定 員 （対前年度比） | 13,966 (623) | 15,672 (1,706) | 16,229 (557) | 16,410 (181) | 16,563 (153) |
| 利用申込者数 （対前年度比） | 11,599 (1,011) | 12,213 (614) | 12,178 (▲35) | 12,903 (725) | 12,200 (▲703) |
| 待機児童数 （対前年度比） | 85 (60) | 119 (34) | 40 (▲79) | 165 (125) | 19 (▲146) |

5 放課後児童支援員・児童館指導員の採用状況

（単位：人）

| 採用 試験 | 令和 3 年度 | | | | | | 令和 4 年度 | | | | | | | |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-----|
| | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 | 第 5 回 | 第 6 回 | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 | 第 5 回 | 第 6 回 | | |
| 募集 人数 | 245 | 30 | 30 | 30 | 25 | 20 | 110 | 350 | 60 | 60 | 40 | 30 | 30 | 130 |
| 応募 者数 | 90 | 20 | 8 | 8 | 12 | 8 | 34 | 104 | 14 | 14 | 14 | 13 | 7 | 42 |
| 採用 者数 | 65 | 14 | 4 | 4 | 9 | 5 | 29 | 80 | 8 | 11 | 11 | 11 | 6 | 33 |

※ 本市では、放課後児童支援員及び児童館指導員を同一の採用試験で採用し、放課後児童支援員か児童館指導員のいずれかとして配置しています。

12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一部の保険者においては、依然として一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあり、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、令和 3 年の国保法改正においては、「保険料の水準の平準化」が都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に位置付けることとされたところです。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

令和 3 年度保険者努力支援制度（都道府県分）から、評価指標に「保険料水準の統一に向けた取組の実施状況」が追加されましたが、国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

子どもや障害者等に対する医療費補助は、本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費補助を実施する地方自治体に対し、医療機関への安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

平成 30 年度から、未就学児までの減額調整措置は廃止され、令和 5 年 6 月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、今後こども医療費助成についての減額調整措置が廃止される方針が示されましたが、障害者等を対象とする全ての減額調整措置を速やかに廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 市町村国保全体と広島市国保の決算補填等目的の一般会計繰入の状況

| | 市町村国保 | うち広島市国保 |
|-------|----------|---------|
| 令和元年度 | 1,096 億円 | 4.6 億円 |
| 令和2年度 | 767 億円 | 2.3 億円 |

2 広島市国保と健保組合の比較（令和2年度）

| | 広島市国保 | 健保組合 |
|------------|---------|---------|
| 65～74 歳の割合 | 47.0% | 3.5% |
| 1 人当たり医療費 | 41.0 万円 | 15.6 万円 |

3 国保県単位化後の広島県及び県内市町の協議状況

(1) 令和4年度

| | 開催回数 | 協議内容 |
|-------------------------------------|----------|--|
| 国民健康保険連携会議 (県、全 23 市町の担当課長及び国保連) | 3 回 | ・統一保険料率の実現に向けた経緯と現状 ・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等 |
| 資格調整チーム | 必要に応じて開催 | ・各種証の様式改正 |
| 給付調整チーム | | ・高額療養費支給手続の簡素化 ・特定医療費等の公費と高額療養費の支給調整 等 |
| 収納調整チーム | | ・県内統一の口座振替促進キャンペーンの実施 ・市町共通の口座振替勧奨取組 等 |
| 保険料（税）調整チーム | | ・保険料、保険税の種別統一 ・保険料水準の統一に向けた市町間の収納率の均一化に係る検証 等 |
| 保健事業調整チーム | | ・標準化する保健事業に係る検討 ・データヘルス計画の標準化 等 |

(2) 令和3年度

| | | 開催回数 | 協議内容 |
|-----------------------------------|-------------|---|--|
| 国民健康保険連携会議 (県、全23市町の担当課長及び国保連) | | 2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標の達成に向けた令和2年度の実施内容の検証 ・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等 |
| | 資格調整チーム | 必要に応じて開催 | 開催なし |
| | 給付調整チーム | | <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費支給手続の簡素化 ・第三者行為による傷病届の提出義務の周知 等 |
| | 収納調整チーム | | <ul style="list-style-type: none"> ・県内統一の口座振替促進キャンペーンの実施 ・市町共通の口座振替勧奨取組 等 |
| | 保険料(税)調整チーム | | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料、保険税の種別統一 ・保険料水準の統一に向けた市町間の収納率の均一化に係る検証 等 |
| 保健事業調整チーム | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の追加項目 ・特定健診受診券、特定保健指導利用券の仕様 等 | |

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差(令和2年度)

| | | 金額 | 市町名 | 格差 |
|--------------|-----|----------|-------|-------|
| 1人当たり 医療費 | 最高 | 501,467円 | 大崎上島町 | 1.35倍 |
| | 14位 | 412,922円 | 広島市 | |
| | 最小 | 371,317円 | 世羅町 | |
| 1人当たり 保険料 | 最高 | 102,546円 | 広島市 | 1.35倍 |
| | 最小 | 75,989円 | 神石高原町 | |

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

| | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| こども医療 | 9,920千円 | 9,242千円 | 8,783千円 |
| 重度心身障害者医療 | 507,984千円 | 504,213千円 | 521,422千円 |
| ひとり親家庭等医療 | 58,046千円 | 58,416千円 | 58,677千円 |
| 合計 | 575,950千円 | 571,871千円 | 588,882千円 |

13 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について

(厚生労働省・こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築
- 2 子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

国におかれては、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切られ、また、子どもに関する施策の司令塔となるこども家庭庁が令和5年4月に創設されました。

指定都市市長会においては、こども医療費補助制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費補助制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有し、国に対し、統一的な制度の創設を要請してきたところです。

こうした中、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設・実施については言及されていません。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的なこども医療費補助制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、子どもへの医療費補助に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度における子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方につきましては、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただく上で、子どもへの医療費補助制度の必要性を共有していただきたい。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施しているこども医療費補助制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体がこども医療費補助制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

14 造血細胞移植後のワクチン再接種について

(厚生労働省関係)

要望内容

造血細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること

(要 旨)

造血細胞移植後の二次性免疫不全状態においては、移植前に得られた免疫能が低下もしくは消失せざるを得ず、種々の感染症に罹患する可能性が高くなるため、感染症の発生及びまん延防止の観点から、造血細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期接種に位置付けるよう、所要の見直しについて、格別の御配慮をお願いいたします。

また、このワクチン再接種を定期接種に位置付けることにより、被接種者の経済的負担が軽減されるとともに、接種による健康被害が発生した際に予防接種法に基づく救済が図られることで、接種環境が整備されるものと考えています。

(参 考)

1 造血細胞移植件数

(1) 全国と広島県の移植件数 (件)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 広島県 | 132 | 159 | 160 |
| 全国 | 5,914 | 6,109 | 5,853 |

(2) 令和3年の広島県の移植件数160件の医療機関、診療科別内訳

| 医療機関 | 診療科 | 移植件数 (件) |
|------------------|------|-------------|
| 広島赤十字・原爆病院 | 小児科 | 3 |
| | 血液内科 | 66 |
| 広島大学病院 | 小児科 | 18 |
| | 血液内科 | 29 |
| 呉医療センター・中国がんセンター | 血液内科 | 19 |
| 広島西医療センター | 血液内科 | 7 |
| 公立学校共済組合 中国中央病院 | 血液内科 | 18 |
| 合計 | | 160 |

(出典)

「日本における造血細胞移植 2022年度全国調査報告書」

日本造血細胞移植データセンター／日本造血・免疫細胞療法学会

2 定期接種 (A類) のうち造血細胞移植ガイドラインで接種回数等が明記されているワクチン

| 名称 | 回数 |
|-----------------------------|----|
| 小児用肺炎球菌 | 4回 |
| ヒブ | 4回 |
| B型肝炎 | 3回 |
| 4種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ) | 4回 |
| 麻しん・風しん | 2回 |
| 水痘 | 2回 |
| 日本脳炎 | 4回 |
| 2種混合 (ジフテリア・破傷風) | 1回 |

(出典)

「造血細胞移植ガイドライン 予防接種 (第3版)」

日本造血細胞移植学会 (2018年4月)

15 サッカースタジアム建設事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

サッカースタジアム建設事業の財源確保

(要 旨)

サッカースタジアムは、広島の新たなシンボルとして、広域的な集客効果を高めるなど、本市ひいては広島県全体の活性化につながるものであり、さらに、サッカーを通じた地域交流や国際交流も期待できることから、広島県、本市、広島商工会議所が連携して、その整備に向けて取り組んでいます。

スタジアムの建設場所は、本市の中心部に位置する中央公園広場であり、その立地を生かし、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の再生の起爆剤となるよう、スタンド下を活用したにぎわい機能の導入等を進め、スタジアムを年間を通じて人が集まる施設としていくこととしています。

さらに、本事業と併行して、旧広島市民球場跡地を含む中央公園全体の空間づくりを進めることで、平和記念公園から旧広島市民球場跡地、サッカースタジアム、広島城、ひいては紙屋町周辺に至る、中央公園全体を使った大きな周遊ルートの形成につなげ、この一帯が中四国地方の発展を牽引する広島の新たな拠点となるよう取り組んでいくこととしています。

令和4年2月にスタジアム本体の工事に着工しており、令和5年12月の竣工、令和6年2月の開業、令和6年7月の広場エリアを含めた事業全体の完成を目指して取り組んでまいります。

つきましては、サッカースタジアム建設事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について格別の御配慮をお願いいたします。

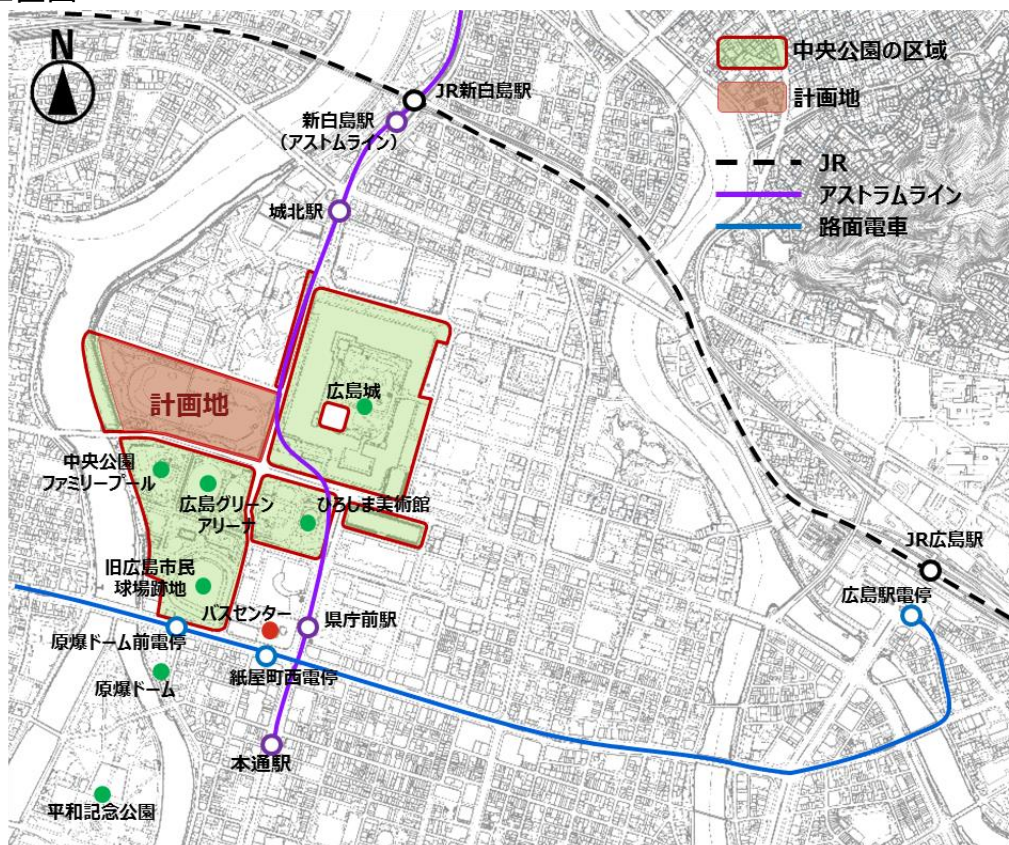
(参考)

1 サッカースタジアム建設事業の概要

- (1) 建設場所 広島市中区基町 15 (中央公園広場内)
- (2) 完成目標 スタジアム本体：令和5年12月竣工、令和6年2月開業
事業全体 (広場エリア含む)：令和6年7月完成
- (3) 総事業費 約283億円



2 位置図



16 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（Ⅱ期）（防災・安全）の財源確保
長束八木線ほか 1 路線の整備

（要 旨）

八木・緑井地区等で発生した土石流などにより 77 名もの尊い生命が失われ、被災家屋も 4,700 棟を超える甚大な被害をもたらした平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害から 9 年を迎えます。

本市では、広域避難路となる都市計画道路や砂防堰堤の整備などにより、今後とも安心して住み続けることのできる災害に強い安全なまちによみがえらせることを基本方針とした「復興まちづくりビジョン」を平成 27 年 3 月に策定し、このビジョンに掲げる様々な復興事業に取り組んでいます。

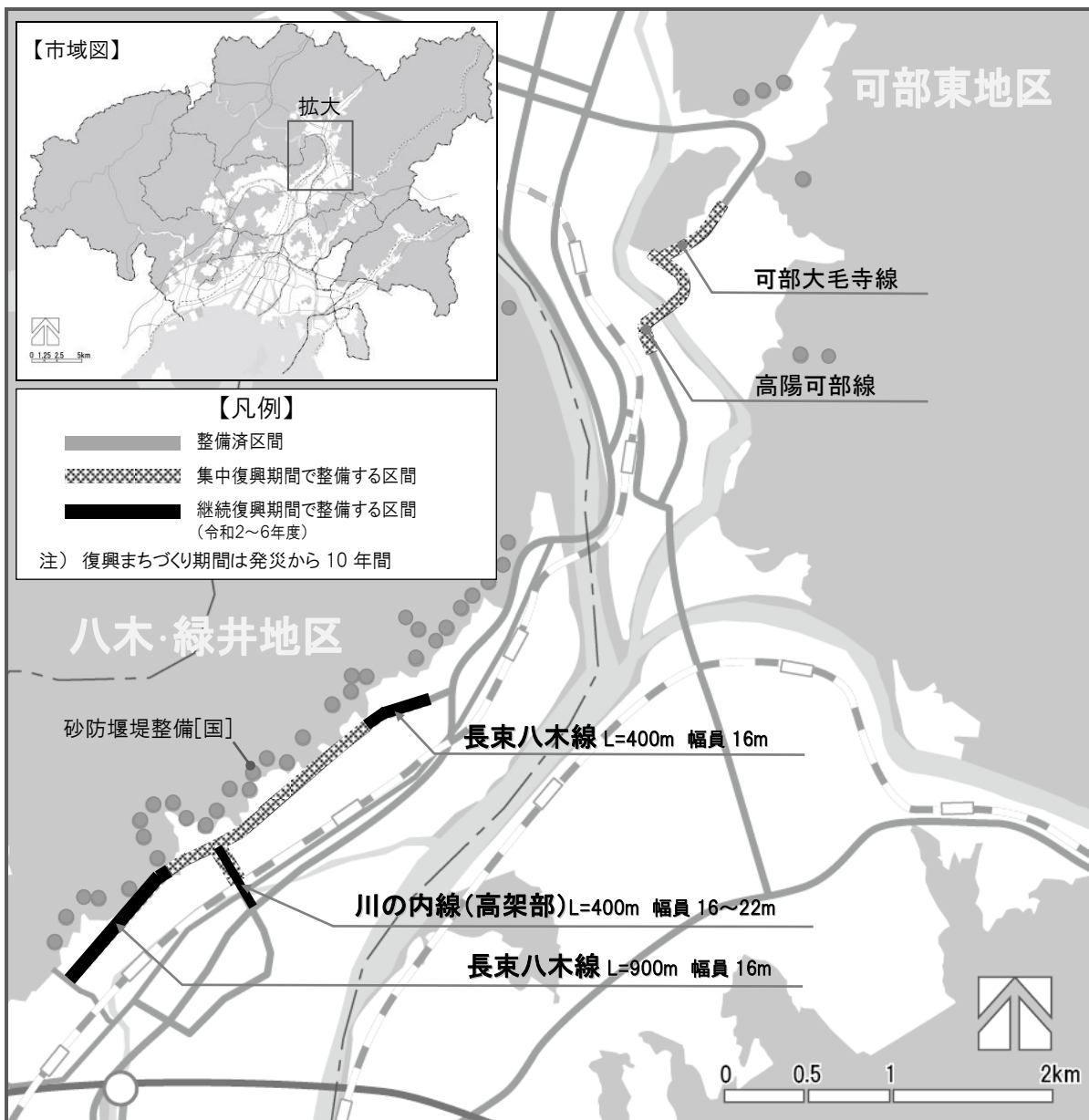
令和元年度までの「集中復興期間」の整備に引き続き、令和 2 年度からは、「継続復興期間」として都市計画道路の整備等を行っているところで

つきましては、これら復興まちづくり事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業の概要

| 区 分 | 事 業 期 間 | 事業区間 延 長 | 幅 員 | 総事業費 |
|---|-------------|-------------|--------|------|
| 被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（Ⅱ期） （防災・安全） （街路事業） | | | | |
| 長 束 八 木 線 ほか 1 路 線 | 令和2年度～令和6年度 | 1,700m | 16～22m | 83億円 |



17 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西風新都内幹線道路等の都市基盤施設整備の財源確保

(要 旨)

ひろしま西風新都の都市づくりは、本市中心部から北西方向約 5～10 km に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4,570ha の区域に、本市と地域住民、民間開発事業者が連携して「住み、働き、学び、憩い、^{まも}護る」という都市機能を備えた 2030 年時点の計画人口 6 万 7 千人の新たな都市拠点を形成しようとするものです。

現在、民間開発事業者による丘陵部の開発は、計画開発地区の約 7 割の造成が完了しておりますが、これからの広島を、市域のみならず、県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在としていくためには、優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都をより一層活用していく必要があります。

こうした中、平成 25 年 6 月に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づき、都市機能の強化、産業の振興、快適な居住空間の形成などの視点に立ち、幹線道路等の都市基盤施設整備について、選択と集中により計画的に都市づくりを進めています。

この都市づくりを早期に実現するためには、西風新都環状線（梶毛南工区）や西風新都環状線（善當寺工区）、新交通システム「アストラムライン」の延伸等の都市基盤施設の整備を計画的かつ着実に推進する必要があります。

つきましては、ひろしま西風新都の都市づくりの円滑な推進が図られるよう、これら都市基盤施設整備の財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

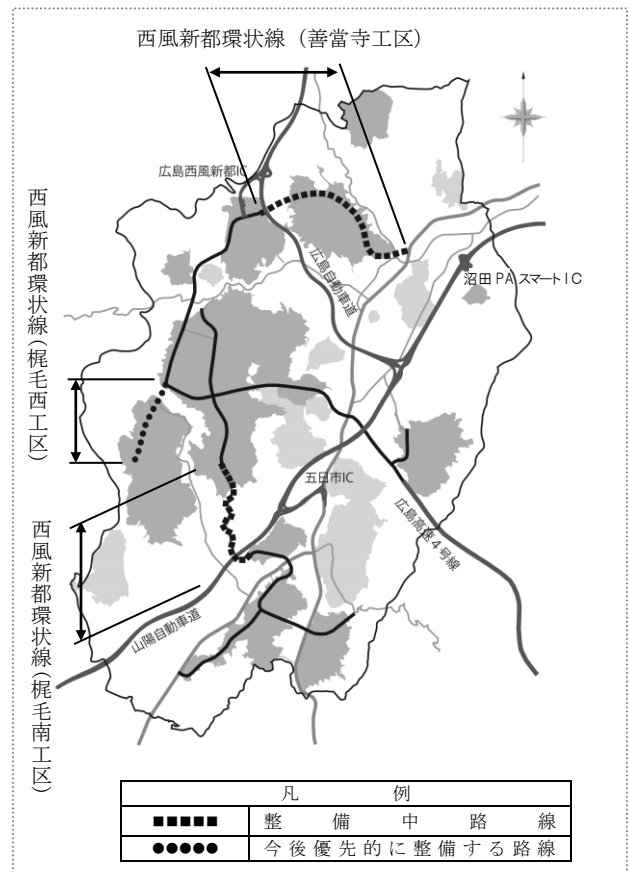
計画の概要

- 1 計画対象区域 安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区
- 2 面 積 約4,570ha
(うち民間開発事業者による計画開発地区 約1,200ha 16地区)
- 3 計 画 人 口 6万7千人 (2030年)
- 4 都 市 機 能
 - (1) 「住む」機能・・・居住地としての魅力向上、生活環境の向上
 - (2) 「働く」機能・・・雇用の創出、事業環境の向上
 - (3) 「学ぶ」機能・・・学習機会の充実、研究・学習環境の向上
 - (4) 「憩う」機能・・・スポーツ・レクリエーションの振興、芸術に親しみ文化薫る都市づくり
 - (5) 「^{まも}護る」機能・・・市域全体の防災力の向上、地域防災力の向上

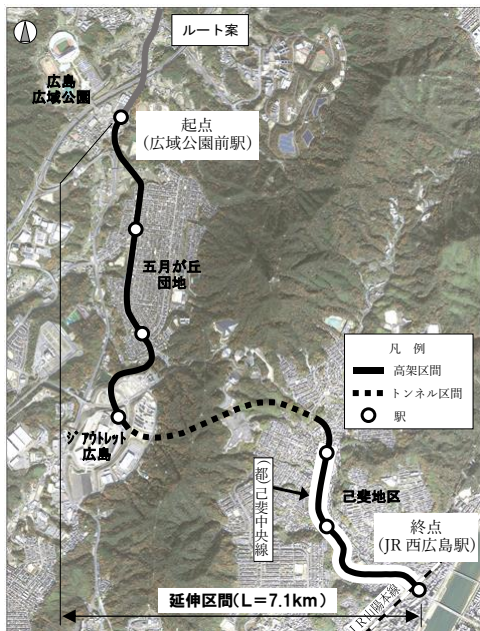
位置図



西風新都内幹線道路網整備計画



新交通システム「アストラムライン」の延伸計画



18 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西広島駅北口土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

西広島駅北口地区は、道路、公園などの公共施設整備が遅れているとともに、駅に隣接する優れた立地にも関わらず、商業の集積は見られず老朽化した住宅が密集しており、防災上及び交通安全などにおいて課題があります。

このため、土地区画整理事業により、公共施設の整備及び市街地の再編を行うとともに、幹線道路でありアストラムライン延伸計画（新交通西風新都線）の導入空間となる地区内の都市計画道路己斐中央線も一体的に整備することで、地域拠点にふさわしい交通結節点の強化及び健全な市街地の形成を図ることとしています。

昨年度から、建物の移転補償や宅地造成工事に鋭意取り組んでおり、早期完成に向け、事業を推進しているところです。

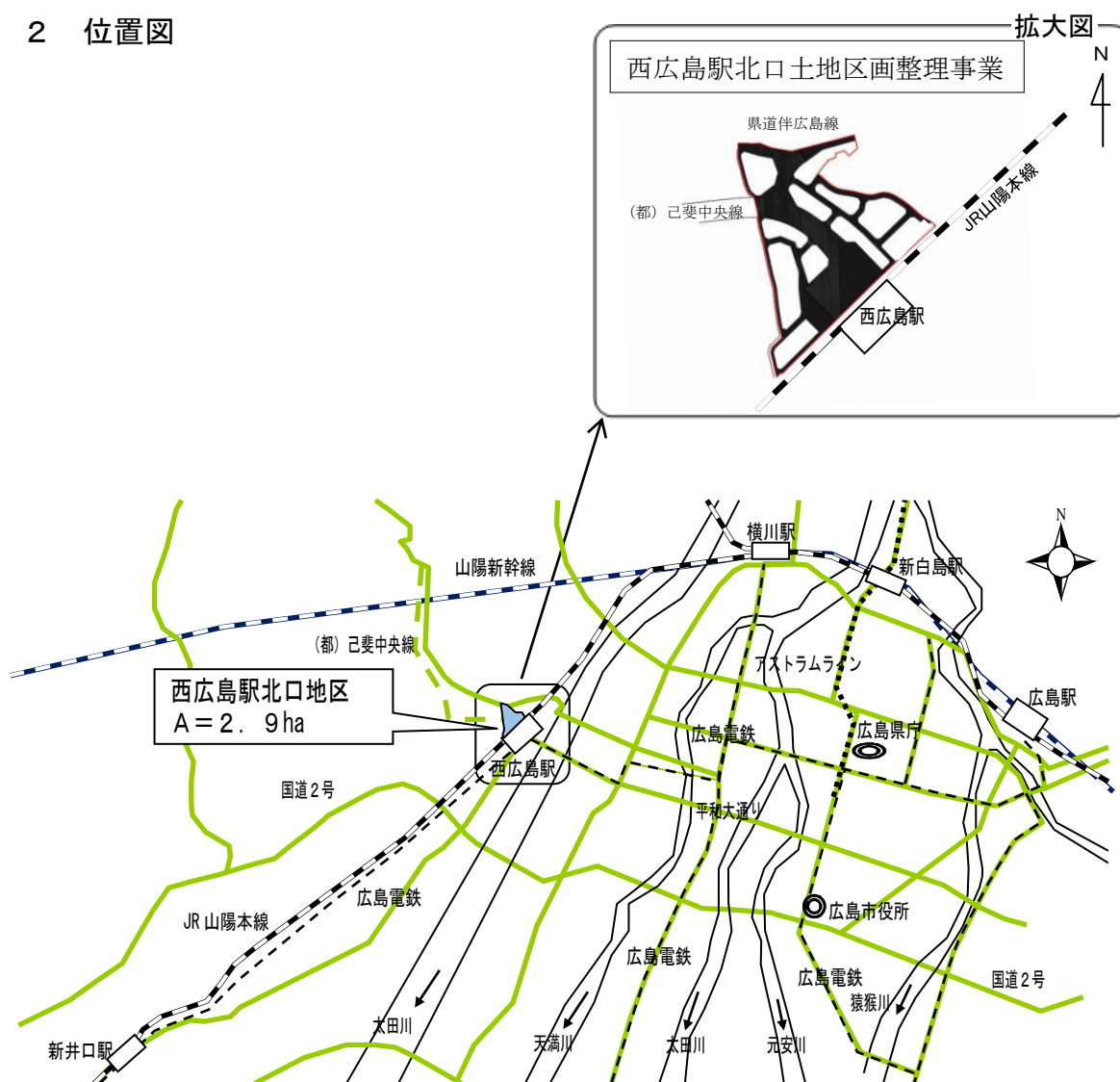
つきましては、西広島駅北口土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

| | |
|------|---|
| 地区名 | 西広島駅北口 |
| 事業期間 | 平成30年度から令和12年度（清算期間5年を含む。） |
| 施行面積 | 約2.9ha |
| 総事業費 | 約67億円 |
| 整備概要 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路（己斐中央線）幅員23m 総延長約114m 駅前広場 面積約3,900㎡ 区画道路 幅員6m 特殊道路（自転車歩行者道）幅員4m 街区公園 面積約870㎡ |

2 位置図



19 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

向洋駅周辺青崎地区は、都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であるとともに、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題を抱えており、また、J R山陽本線により地域が分断され、一体的な市街地の形成が阻害されております。

このため、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備と既成市街地の再構築を積極的に推進しております。平成 23 年度から仮換地指定を開始し、平成 27 年度には J R山陽本線北側について、家屋移転及び宅地整備を完了し、現在、南側区域内の建物移転及び宅地造成等の工事を進めているところです。

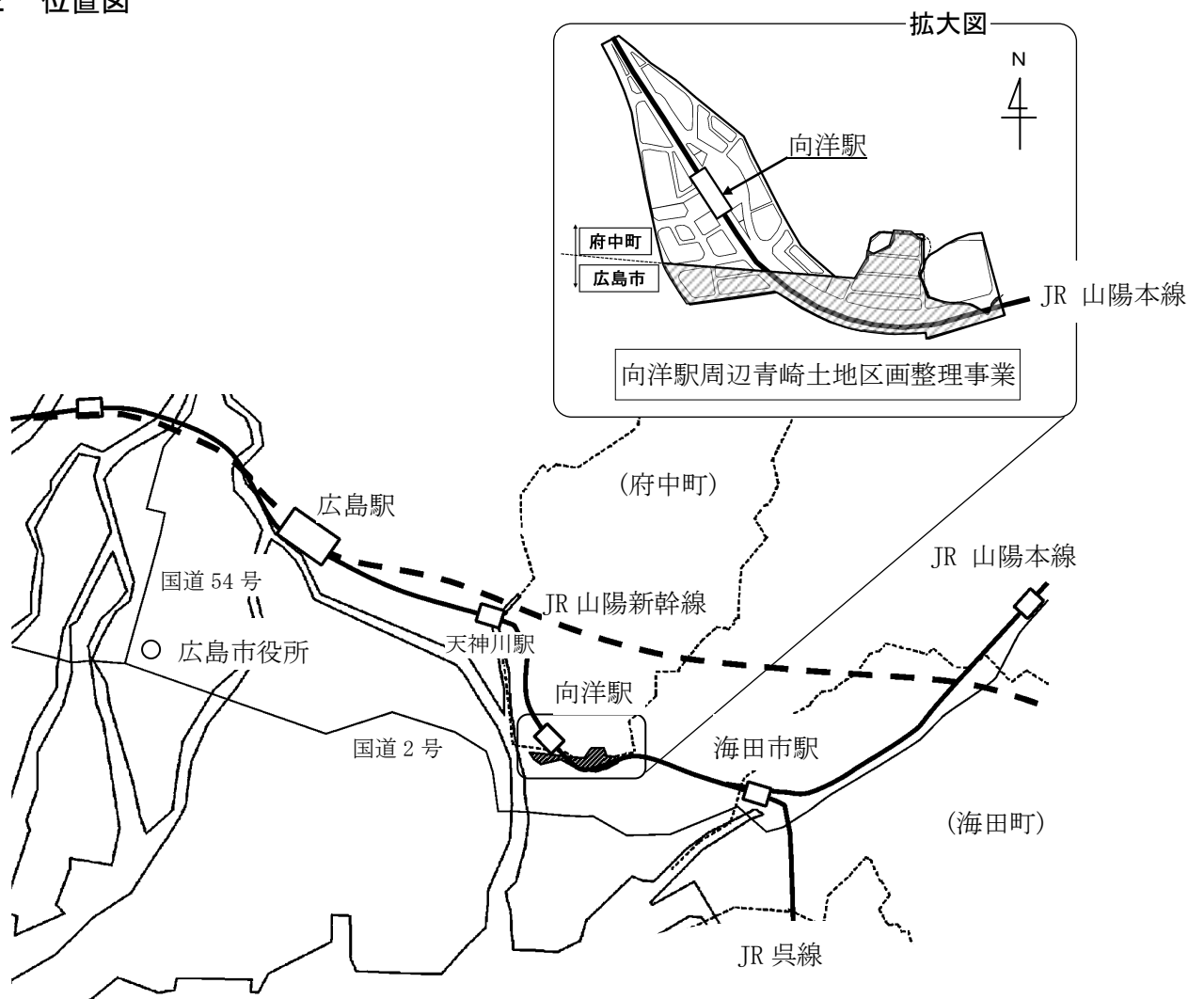
つきましては、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

| | |
|------|---|
| 地区名 | 向洋駅周辺青崎 |
| 事業期間 | 平成14年度～令和15年度(清算期間を含む。) |
| 施行面積 | 6.1ha |
| 総事業費 | 約52億円 |
| 整備概要 | <ul style="list-style-type: none">都市計画道路(青崎草津線ほか2路線) 幅員16m～20m 総延長740m区画道路 幅員6m～13m 総延長1,395m特殊道路(自転車歩行者道) 幅員4m 総延長61m公園・緑地 街区公園 1箇所 |

2 位置図



20 「インフラ資産」の老朽化対策について

(国土交通省関係)

要望内容

「インフラ資産」の計画的で効率的な維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化

(要 旨)

本市の道路、橋りょう、上下水道など市民生活や経済活動を支える基盤となる「インフラ資産」の整備は、おおむね高度経済成長期に当たる昭和40年代から本格化しており、築年数の経過により施設が劣化し、一部には老朽化による施設破損の事例が発生しております。

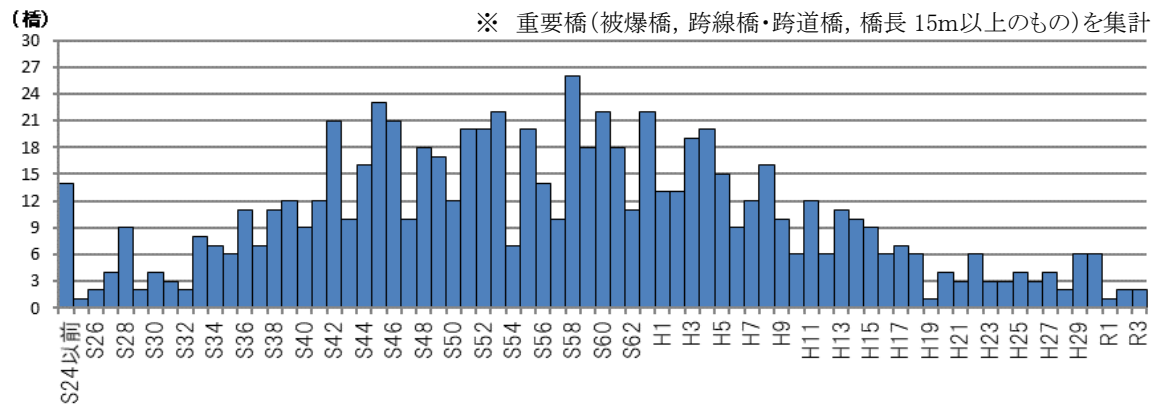
このため、本市では、「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的で効率的な維持保全・更新など、「インフラ資産」の老朽化対策に全力で取り組んでいるところです。

国におかれては、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速等を図ることとし、重点的かつ集中的に対策を講じることとされています。

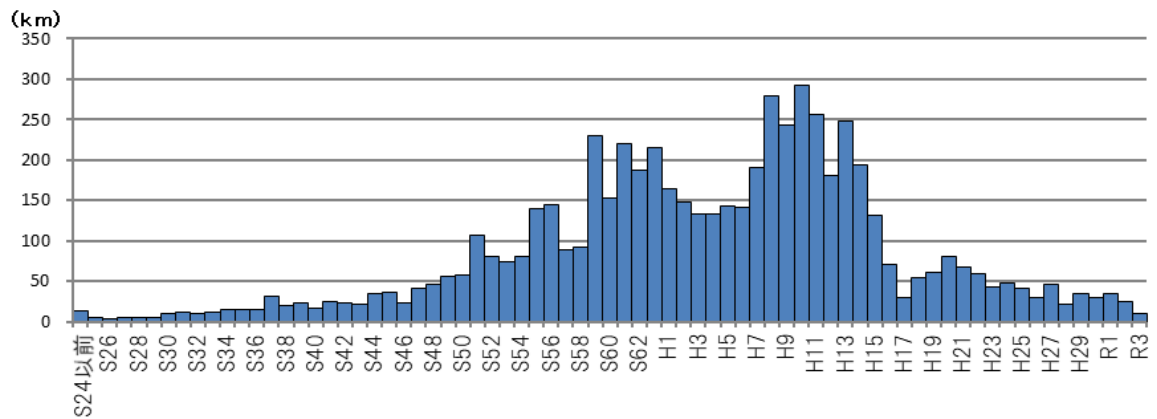
こうした中、「インフラ資産」の老朽化対策は、今後も財政的な負担が増加する見込みであり、財源の確保が大きな課題となっていることから、維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保や技術的支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 本市が管理する橋りょうの架設年度別の分布



2 下水管路の布設年度別の分布



3 財源確保の要望内容

通常補助金

(1) 道路メンテナンス事業

橋りょう長寿命化 (耐震対策、PCB含有塗膜処理含む)

橋りょう緊急保全対策

新交通インフラ長寿命化 (耐震対策含む)

トンネル保全対策

道路附属物保全対策

橋りょう等定期点検

(2) 大規模雨水処理施設整備事業

雨水ポンプ場改築

防災・安全交付金

(1) 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備 (防災・安全)

道路法面・土工構造物保全対策

舗装修繕・路面陥没対策

(2) 安全かつ強靱な下水道事業 (防災・安全)

下水道施設長寿命化 (総合地震対策含む)

2 1 都市公園整備事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市公園整備事業の財源確保等

- 1 河岸緑地
- 2 公園施設のバリアフリー化と老朽化対策

(要 旨)

本市では、「広島市みどりの基本計画（2021年2月）」を策定し、水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現を基本理念に掲げ、その実現を目指しております。

河岸緑地については、豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成を図るため、高潮対策事業等で生み出された河川沿いの空間を公園区域として積極的に整備しております。

また、公園施設のバリアフリー化と老朽化対策については、市民の快適で安全な利用を確保するため、既存の都市公園においてトイレの新設・改築や遊具の更新等に計画的に取り組んでおります。

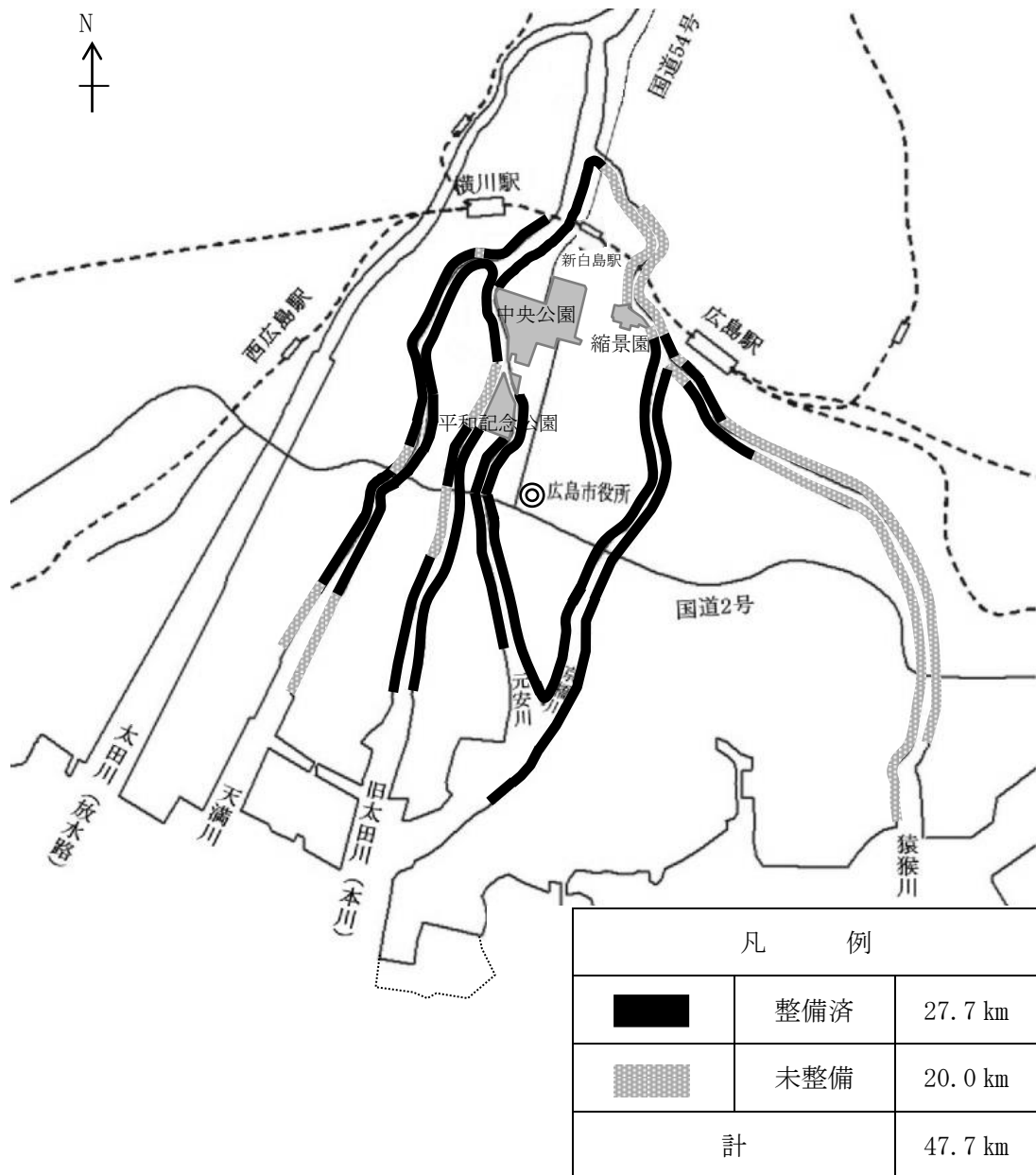
つきましては、都市公園整備事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保や支援事業の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 都市公園整備事業の概要

| 区 分 | 期 間 | 場 所 | 規 模 | 総 事 業 費 |
|----------------------------|---------|-----------------------------|--------|--------------|
| 河岸緑地 | 昭和55年度～ | 天満川、旧太田川(本川) 元安川、京橋川、猿猴川 | 47.7km | 約139億9,000万円 |
| 公園施設の バリアフリー化 と老朽化対策 | 平成21年度～ | 市内の都市公園 | — | — |

2 河岸緑地 位置図（令和4年度末現在）



22 下水道施設の改築への国費負担の継続について

(国土交通省・財務省関係)

要望内容

下水道施設の改築への国費負担の継続

(要 旨)

下水道は、生活排水を浄化し海等に放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割の高い施設です。

本市では、昭和 40 年代から集中的に下水道施設を整備してきましたが、次第に増大する施設の老朽化に伴う管路の破損や設備の故障等の被害を未然に防止するため、適切な国費負担の下、下水道使用料の適正化を含む経営努力にも取り組みながら、計画的に下水道施設の改築を進めているところです。

また、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」では新たに老朽化対策が盛り込まれ、重点的に取り組むべき対策として着実な実施が求められています。

今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や老朽化した下水道施設が増加していく中、下水道施設を着実に改築していくためには、適切な国費負担が不可欠です。

つきましては、下水道施設の改築への国費負担の継続について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市下水道事業中期経営プラン（R2-R5）における改築事業費（汚水施設）に占める国費の割合（単年当たり）

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|---|
| <u>改築</u> 88 億円（約 61%） | | <u>浸水対策</u> 45 億円 （約 31%） | <u>未普及・ 合流改善</u> 12 億円 （約 8%） |
| <u>汚水施設</u> 38 億円（約 26%） | <u>雨水施設</u> 50 億円（約 34%） | | |
| <u>国費</u> 15 億円（約 39%） | | <u>起債</u> 23 億円（約 61%） | |

- 汚水施設の改築に対する国費約 15 億円は、本中期経営プランにおける使用料収入の約 10%に相当する。
- 今後、老朽化の進行に伴い施設の改築事業費が大幅に増加するため、汚水施設の改築に対する適切な国費負担が得られない場合、市民生活に大きな影響が及ぶ。
- ※ 改築に係る国費の必要額は約 20 年後には現在の約 1.5 倍に増加する見込み。

23 公共下水道事業等の推進について

(国土交通省・総務省・内閣府関係)

要望内容

公共下水道事業等の財源確保

- 1 浸水対策
- 2 老朽化施設の改築
- 3 未普及地域の解消（公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備の推進）

(要 旨)

近年、集中豪雨等による自然災害が頻発化・激甚化しており、本市では、平成 26 年 8 月豪雨、平成 30 年 7 月豪雨及び令和 3 年 8 月大雨により、甚大な被害が発生しました。このような災害から市民の生命・財産を守るため、雨水幹線の整備などによる浸水対策や下水道施設の耐水化を、太田川流域のあらゆる関係者が連携の下、様々な治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けており、これらを積極的に進める必要があります。

また、本市では昭和 40 年代から集中的に下水道施設及び農業集落排水処理施設の整備を行っており、今後急速に老朽化施設が増加することから、将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していくためには、耐震性の向上を含めた老朽化施設の改築を一層重点的に実施する必要があります。

さらに、本市域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域であり、広島湾の水質環境保全の観点からも市街化区域外を含めた未普及地域の解消に向けて整備を進め、良好な水環境の創出を図ることが重要な課題となっております。

つきましては、これら公共下水道事業等の推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 公共下水道事業等の概要

- 事業期間：昭和 26 年度～
- 事業内容（令和 5 年 3 月 31 日現在）

| | | | |
|----------|---------|-----------|-----------|
| 公共下水道 | 合流 | 分流 | 計 |
| 整備計画区域面積 | 2,595ha | 1万4,206ha | 1万6,801ha |
| 計画処理場数 | 3箇所 | 3箇所 | 6箇所 |
| 計画ポンプ場数 | 15箇所 | 57箇所 | 72箇所 |
| 農業集落排水 | 汚水 | — | 計 |
| 整備計画戸数 | 5,974戸 | — | 5,974戸 |
| 計画処理場数 | 13箇所 | — | 13箇所 |
| 市営浄化槽 | 整備 | 既設引取 | 計 |
| 計画設置数 | 約3,500基 | 約1,200基 | 約4,700基 |

- 事業進捗（令和 5 年 3 月 31 日現在）

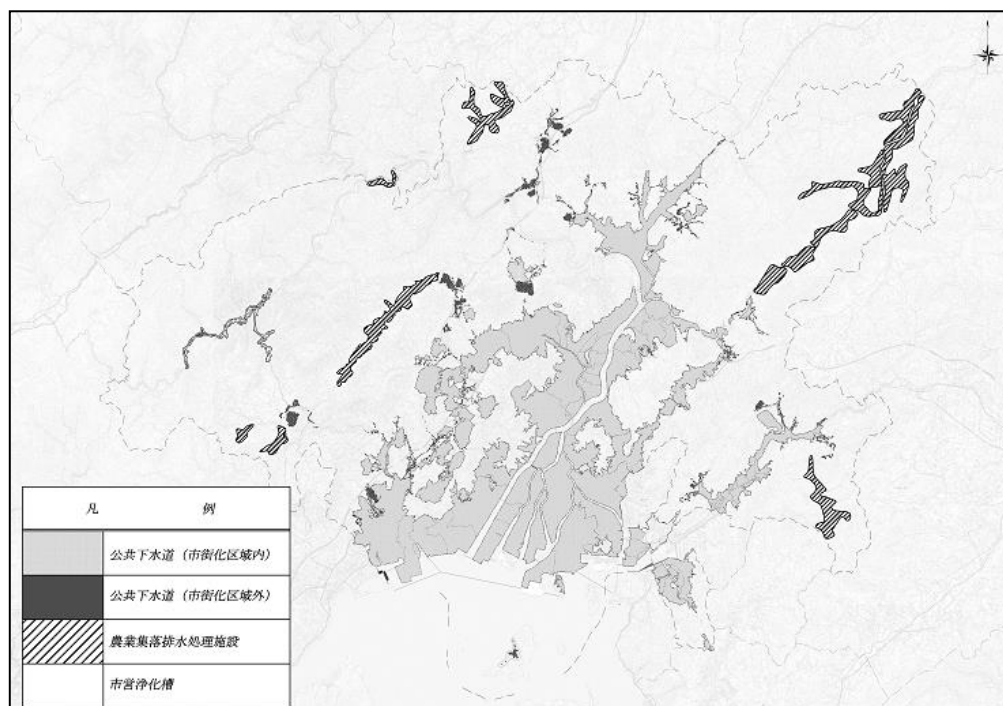
| 整備目標 | | 計画 | 整備済 | 進捗率 |
|------|---------------------------------|------------|------------|-------|
| ① | 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率 ^{※1} | 2,000ha | 940ha | 47.0% |
| ② | 老朽管路改築率 ^{※2} | 290km | 88km | 30.3% |
| | 老朽装置改築率 ^{※3} | 296基 | 232基 | 78.4% |
| ③ | 汚水処理人口普及率 | 118万1,868人 | 115万1,604人 | 97.4% |
| | 市街化区域内 | 113万8,200人 | 112万7,230人 | 99.0% |
| | 市街化区域外 | 4万3,668人 | 2万4,374人 | 55.8% |

※1 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している 2,000ha における床上・床下浸水解消面積の割合

※2 老朽化が著しく令和 12 年度までに改築が必要な管路 290km のうち、改築済管路延長の割合

※3 耐用年数を大きく経過した施設で、令和 5 年度までに改築が必要と判定された装置 296 基のうち改築済装置数の割合

2 位置図



24 新交通ネットワークの整備推進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 新交通西風新都線の整備の財源確保
- 2 新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充

(要 旨)

本市では、活力とにぎわいを生み出す基盤づくりとして、利用者の利便性向上の観点に立った公共交通ネットワークの形成に取り組んでおります。

このうち、新交通ネットワークについては、平成 6 年、広域拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約 18.4km のアストラムラインが開業し、平成 27 年には新白島駅が完成したことで、J R 山陽本線との結節が図られたところです。

今後、更なる都心へのアクセス向上や西風新都の都市づくりを推進していくため、アストラムラインの終点となっている広域公園前駅から J R 西広島駅までの間を新交通西風新都線として延伸整備することにしております。この延伸は、J R 山陽本線と一体となり、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークを形成することによって、都心を含むデルタ地域とひろしま西風新都との結びつけに加え、広島広域都市圏内の各市町との結びつけを深め、ヒト・モノ・カネ・情報の更なる好循環を生み出すものと考えています。現在、都市計画決定や特許取得に向け、関係機関との協議・調整など手続きを進めており、地元説明会の開催も予定しているところです。

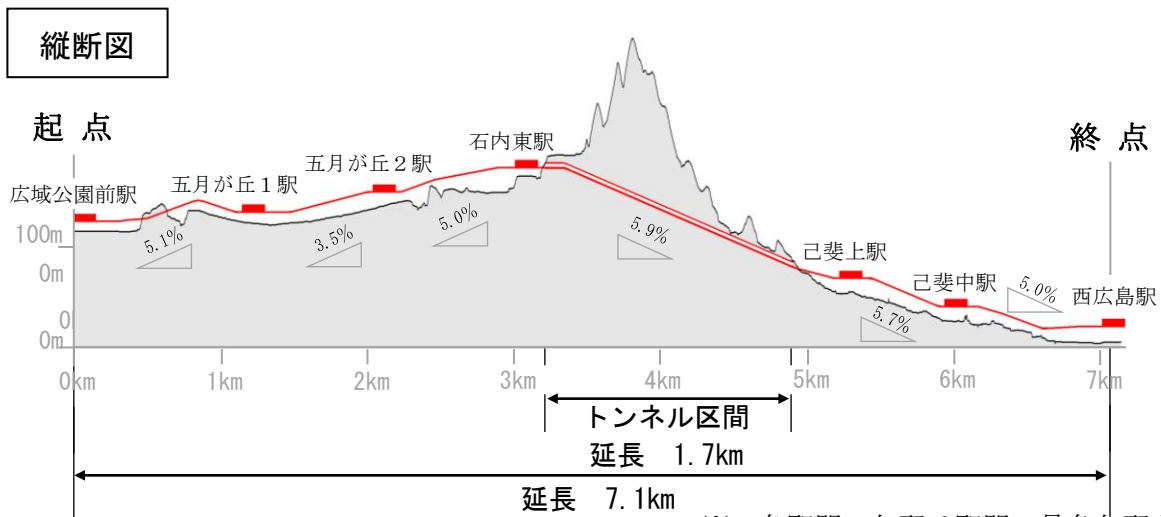
その一方で、アストラムラインは開業から 29 年が経過しており、運行に不可欠な受変電設備を始めとする設備等の老朽化が進み、設備機器の更新が本格化しています。

今後、新交通ネットワークの充実・強化を図りつつ、安定的な運行を維持するためには、延伸整備に対する支援に加え、交通事業者の設備更新に対する財政支援の拡充が必要です。

つきましては、新交通西風新都線の整備のための財源確保と新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

新交通ネットワークの計画（新交通西風新都線のルート概略図）



※ 各駅間の勾配は駅間の最急勾配を示している。

※ 駅の名前は全て仮称である。

25 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について

（国土交通省関係）

要望内容

広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進

- 1 広島高速5号線（東部線）の整備促進
- 2 広島高速2号線（府中仁保道路）の4車線化等の早期事業化
- 3 広島高速4号線（広島西風新都線）の延伸の早期事業化

（要 旨）

中四国地方の中核都市である本市を核とした広島都市圏が更に拠点性を高めていくためには、高速性、定時性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっていることから、広島高速道路（5路線、延長29km）の整備を進めています。

高速5号線については、供用中の路線を介して山陽自動車道や東広島・安芸バイパス、広島呉道路、東広島・呉自動車道により形成されるトライアングルネットワークと接続し、広島空港や東広島市・呉市方面と本市の都心とのアクセス強化を図るため事業を推進しています。

高速2号線については、現在整備中の広島南道路明神高架橋の完成に伴う交通需要の増大に備えるため、暫定2車線となっている仁保から東雲間の4車線化や東雲出入口のフルランプ化が急務となっています。

高速4号線については、山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面と都心や商工センターとのアクセス強化を図るため、延伸区間の環境影響評価等の手続きを進めています。

こうした路線の整備により、広島駅ビルの建替えを始めとする活発な民間開発やサッカースタジアム建設などのまちづくりが進む都心や商工センターの活力が高まり、ひいては中核都市としての機能が飛躍的に向上します。さらには、広域圏における災害時の緊急輸送道路ネットワークの充実・強化が図られます。

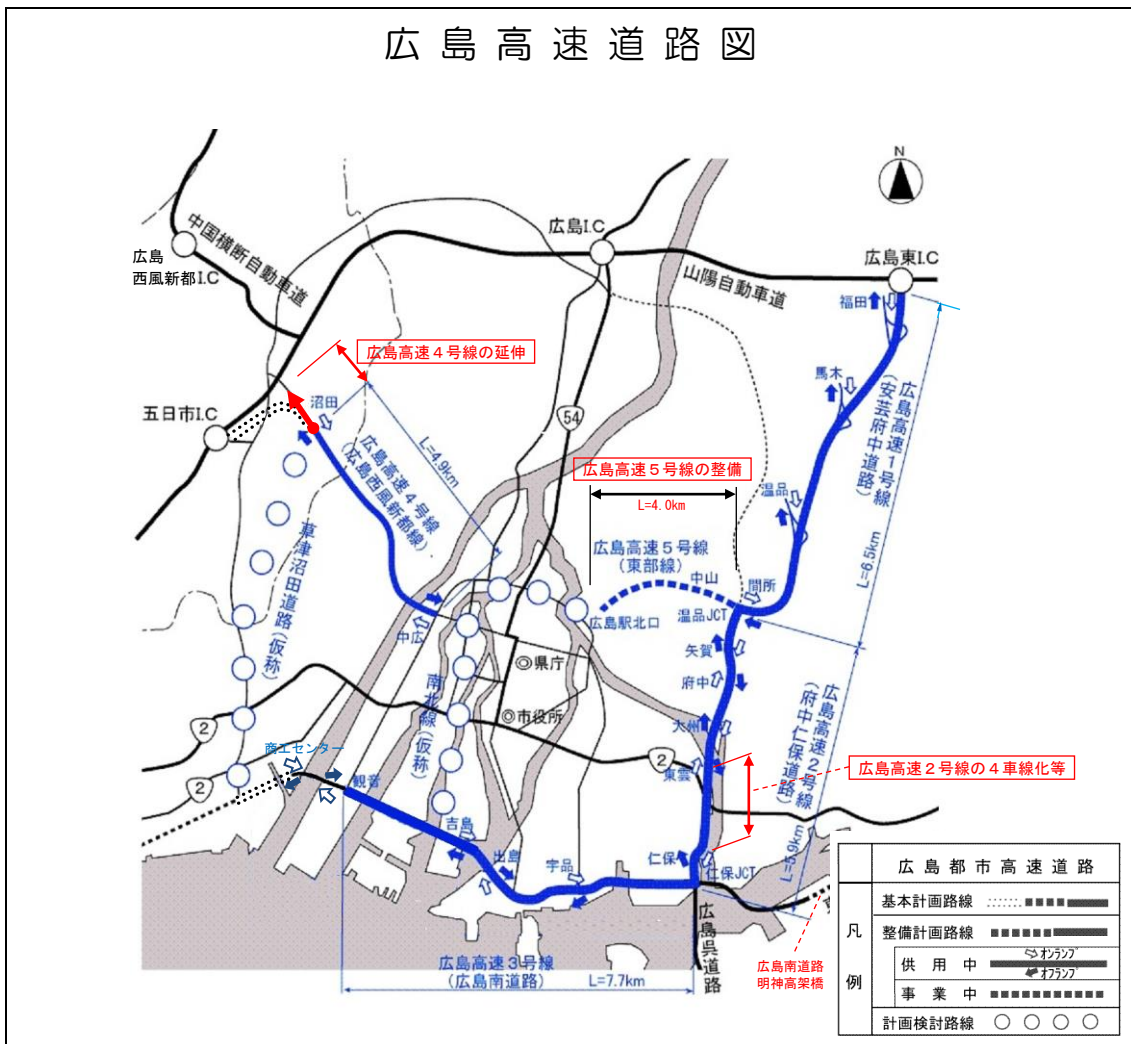
つきましては、広島高速道路の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島高速道路の概要

| 事業主体 | 広島高速道路公社（設立団体：広島市・広島県） | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|----|-----------------|-------|-----------------|-------|----------------|-------|------------------|-------|--------------|-------|---|--------|
| 事業期間 | 平成9年度～令和6年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施行地域 | 広島市（一部府中町の区域を含む。） | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備計画路線 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島高速1号線（安芸府中道路）</td> <td>6.5km</td> </tr> <tr> <td>広島高速2号線（府中仁保道路）</td> <td>5.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速3号線（広島南道路）</td> <td>7.7km</td> </tr> <tr> <td>広島高速4号線（広島西風新都線）</td> <td>4.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速5号線（東部線）</td> <td>4.0km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29.0km</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 延長 | 広島高速1号線（安芸府中道路） | 6.5km | 広島高速2号線（府中仁保道路） | 5.9km | 広島高速3号線（広島南道路） | 7.7km | 広島高速4号線（広島西風新都線） | 4.9km | 広島高速5号線（東部線） | 4.0km | 計 | 29.0km |
| | 路線名 | 延長 | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速1号線（安芸府中道路） | 6.5km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速2号線（府中仁保道路） | 5.9km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速3号線（広島南道路） | 7.7km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速4号線（広島西風新都線） | 4.9km | | | | | | | | | | | | | |
| 広島高速5号線（東部線） | 4.0km | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 29.0km | | | | | | | | | | | | | | |

2 路線図



26 直轄国道の整備促進について

(国土交通省関係)

要望内容

直轄国道の整備促進

- 1 一般国道2号
 - ① 西広島バイパス都心部延伸
 - ② 広島南道路
 - ③ 安芸バイパス・東広島バイパス
- 2 一般国道54号
可部バイパス

(要 旨)

本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げ、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環の確立に取り組んでおり、これを支える広域幹線道路ネットワークの充実・強化が重要であり、とりわけミッシングリンクの解消は不可欠です。

こうした中、広島、東広島、呉によるトライアングル構想の要となる安芸バイパス・東広島バイパスが本年3月に全線開通され、近隣市町との交流や連携の強化、人流・物流の促進により、圏域経済の更なる発展に大きく寄与するものと期待しております。

引き続き、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、西広島バイパス都心部延伸の早期工事着手、広島南道路の明神高架橋や木材港西～廿日市間の着実な事業推進、未事業化区間である商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化、出島～吉島間の整備時期等についての協議、さらには安芸バイパス・東広島バイパスの4車線化に向けた着実な事業推進が重要であると考えています。

また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においては、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えています。

つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

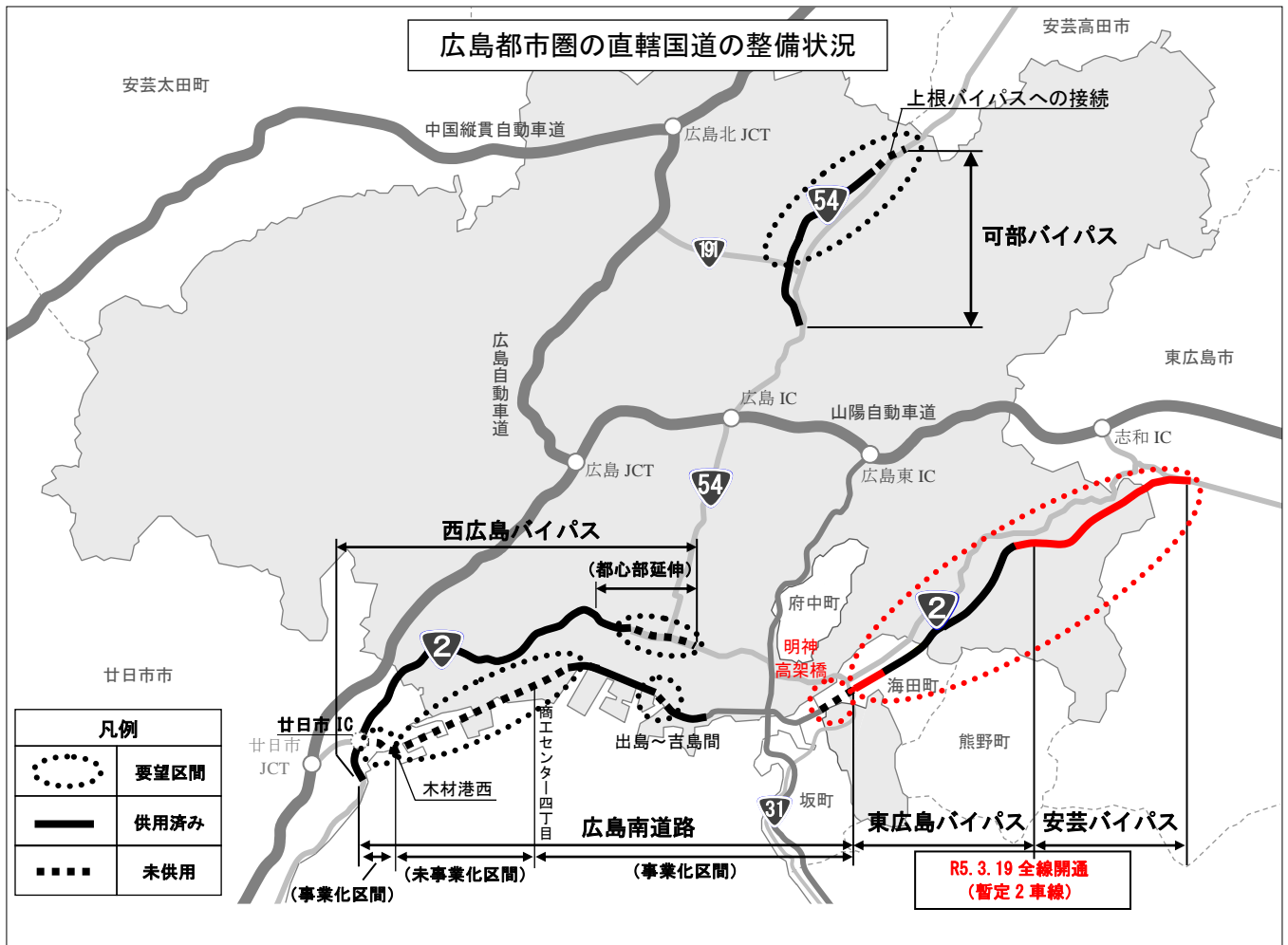
(参考)

1 一般国道2号

| | 西広島バイパス | 広島南道路 | 安芸バイパス | 東広島バイパス |
|------|------------|--------------------|------------------|----------------|
| 事業期間 | 昭和40年度～ | 平成元年度～ | 平成7年度～ | 昭和50年度～ |
| 区間 | 中区平野町～廿日市市 | 安芸郡海田町～廿日市市 | 東広島市八本松町～安芸区上瀬野町 | 安芸区上瀬野町～安芸郡海田町 |
| 総延長 | 19.4 km | 23.3 km | 7.7 km | 9.6 km |
| 車線数 | 2～4車線 | 高架部4～6車線 平面部4車線 | 4車線 | 4車線 |

2 一般国道54号

| | 可部バイパス |
|------|------------------|
| 事業期間 | 昭和56年度～ |
| 区間 | 安佐北区可部南一丁目～同区大林町 |
| 総延長 | 9.7 km |
| 車線数 | 4車線 |



27 道路事業の推進について

(国土交通省関係)

| |
|---------------------------------|
| 要望内容 道路事業の財源確保 |
|---------------------------------|

(要 旨)

本市では、円滑な道路交通を確保するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との経済・文化交流の活性化や市街地の混雑緩和、災害に強いまちづくり等につながるよう、地域・まちの骨格をつくる道路の整備を推進する必要があります。

このため、近隣市町との交流・連携の強化を促進する主要幹線道路の整備など、都市の内外を結ぶ交通ネットワークを始めとした道路網の整備に重点的に取り組んでいます。

また、近年、本市においては豪雨災害などによる被害が多発していることから、幹線道路の法面対策や無電柱化など、防災・減災に資する道路環境の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても整備を進めています。

つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

道路事業の概要

| 区 分 | | 事業期間 | 事業区間 延長 | 道路幅員 (歩道幅員) | 総事業費 | 令和5年度 末の進捗率 (見込み) | 令和6年度 以降 降 残 事業費 |
|---------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|-----------------|------------|-------------------------|------------------------------|
| 地域の交流・連携を促進するための道路整備 | | | | | | | |
| 道路 改築 | 一般県道府中祇園線 | 平成12年度～ 令和6年度 | 800m | 35.0m | 72億円 | 98.8% | 8,700万円 |
| 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備 | | | | | | | |
| 道路 改築 | 国道183号 (西原) | 令和3年度～ 令和8年度 | 150m | 22.5m | 8億9,000万円 | 39.9% | 5億3,500万円 |
| | 国道261号 (鈴張) | 令和5年度～ 令和10年度頃 | 650m | 12.5m | 9億6,600万円 | 4.2% | 12億4,900万円 |
| 交 通 安 全 | 国道433号 (伏谷) | 平成10年度～ 令和7年度 | 1,500m | 11.5m (3.0m) | 16億5,500万円 | 89.3% | 1億7,700万円 |
| | 国道433号 (小伏原～大畑) | 令和4年度～ 令和6年度 | 220m | 12.0m (2.0m) | 9,200万円 | 56.5% | 4,000万円 |
| | 国道191号 (最高寺) | 平成29年度～ 令和6年度 | 190m | 12.8m (2.5m) | 1億2,800万円 | 84.4% | 2,000万円 |
| | 国道2号 (佐伯区役所北) | 平成9年度～ 令和10年度頃 | 905m | 16.0m (3.5m) | 20億5,000万円 | 72.3% | 5億6,900万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (鶴江) | 平成30年度～ 令和10年度頃 | 800m | 10.5m (3.5m) | 30億円 | 46.8% | 15億9,600万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (温品) | 平成18年度～ 令和10年度頃 | 690m | 12.0m (2.5m) | 24億800万円 | 92.5% | 1億8,100万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (馬木) | 平成15年度～ 令和10年度頃 | 3,120m | 12.0m (2.5m) | 15億1,900万円 | 94.3% | 8,600万円 |
| 道路 防災 | 主要地方道五日市筒賀線 (打尾谷) | 平成20年度～ 令和7年度 | 1,640m | — | 16億7,500万円 | 85.7% | 2億3,900万円 |
| | 主要地方道五日市筒賀線 (魚切) | 令和3年度～ 令和10年度頃 | 2,700m | — | 8億円 | 31.4% | 5億4,900万円 |
| | 国道261号 (飯室) | 令和5年度～ 令和7年度 | 100m | — | 3億2,000万円 | 6.3% | 3億円 |
| 無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保 | | | | | | | |
| 電 線 共 同 溝 | 主要地方道東海田広島線 | 令和3年度～ 令和10年度頃 | 630m | (5.0m) | 8億8,100万円 | 9.6% | 7億9,600万円 |
| | 中2区吉島観音線ほか 1路線 | 平成20年度～ 令和6年度 | 900m | (3.5m) | 10億7,200万円 | 73.4% | 2億8,500万円 |
| | 中1区霞庚午線 | 平成24年度～ 令和10年度頃 | 920m | (3.5m) | 7億700万円 | 78.4% | 1億5,300万円 |
| | 中2区中島吉島線 (吉島通り) | 平成20年度～ 令和6年度 | 1,240m | (4.0m) | 15億9,600万円 | 66.8% | 5億3,000万円 |
| | 中3区中広宇品線 (城南通り2工区) | 平成24年度～ 令和6年度 | 300m | (5.0m) | 4億9,800万円 | 96.1% | 1,900万円 |
| | 南4区中広宇品線 (翠町) | 平成20年度～ 令和10年度頃 | 2,600m | (6.2m) | 11億円 | 69.8% | 3億3,200万円 |
| 通学路等における交通安全対策の推進 | | | | | | | |
| 交 通 安 全 | 安佐南1区194号線 (毘沙門踏切) | 令和3年度～ 令和6年度 | 100m | 9.5m | 2億1,200万円 | 33.0% | 1億4,200万円 |
| | 安佐南3区391号線 (芦田屋踏切) | 令和3年度～ 令和6年度 | 100m | 6.0m | 2億5,800万円 | 35.7% | 1億6,600万円 |
| | 自転車ネットワーク整備 (中1区62号線ほか) | 平成26年度～ 令和10年度頃 | 67km | — | 16億6,000万円 | 23.1% | 12億7,600万円 |
| 安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備 | | | | | | | |
| 道路 改築 | 一般県道伴広島線 | 平成11年度～ 令和8年度 | 1,430m | 10.0m | 23億8,900万円 | 78.7% | 5億900万円 |

28 街路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

街路事業の財源確保

(要 旨)

急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

このため、本市では、都心や拠点地区間の連携を強化し、円滑な都市活動と安全・快適な生活を支える街路の整備を進めており、交通の円滑化や踏切の安全確保などを図る連続立体交差事業や、道路空間を車中心から人中心へ転換する事業に重点的に取り組んでいます。

さらに、近年、多発する豪雨災害などへの対応のため、防災・減災に資する緊急輸送道路の整備や無電柱化、また、市民の安全・安心な日常生活を確保するため、通学路等の交通安全対策などについて、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。

つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

街路事業の概要

| 区 分 | 事業期間 | 事業区間 延長 | 道路幅員 | 総事業費 | 令和5年度 末の進捗率 (見込み) | 令和6年度 以降 降 残事業費 |
|----------------------------------|--------------------|----------------------------------|--------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進 | | | | | | |
| J R 山陽本線 (東部地区連続 立体交差事業) | 平成5年度～ 令和20年度頃 | (全体) 5,100m (市域) 1,927m | — | (全体) 915億円 (市域) 370億円 | 19.4% | 298億3,300万円 |
| ※ 事業費には関連街路分を含んでいる。 | | | | | | |
| 広島都心地区(Ⅱ期)都市再生整備計画 | | | | | | |
| 広島駅・市民球 場間ペDESTリ アンデッキ | 平成22年度～ 令和6年度 | 110m | 4m | 10億円 | 100.0% | — |
| 南1区19号線 | 平成22年度～ 令和6年度 | 390m | 13m | 7億円 | 66.6% | 2億3,380万円 |
| 都市基盤となる骨格道路等の整備 | | | | | | |
| 中筋温品線 | 平成12年度～ 令和10年度頃 | 2,070m | 14～47m | 236億円 | 56.2% | 103億3,626万円 |
| 吉島観音線ほか1路線 | 平成7年度～ 令和8年度 | 1,190m | 20～30m | 86億円 | 91.8% | 7億760万円 |
| 段原蟹屋線ほか1路線 | 平成7年度～ 令和8年度 | 633m | 25～32m | 73億円 | 94.8% | 3億7,796万円 |
| 無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保 | | | | | | |
| 霞庚午線 | 平成10年度～ 令和10年度頃 | 1,360m | 30m | 172億円 | 98.5% | 2億5,319万円 |
| 東雲大州線ほか1路線 | 平成20年度～ 令和10年度頃 | 590m | 25～27m | 79億円 | 93.3% | 5億2,703万円 |
| 通学路等における交通安全対策の推進 | | | | | | |
| 長束八木線 (4工区) | 平成29年度～ 令和10年度頃 | 480m | 22～25m | 31億円 | 41.8% | 18億335万円 |
| 矢野中央線 | 平成27年度～ 令和8年度 | 366m | 17m | 21億円 | 76.7% | 4億8,741万円 |
| 畑口寺田線ほか1路線 | 平成27年度～ 令和10年度頃 | 880m | 16～18m | 33億円 | 55.6% | 14億6,448万円 |
| 安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備 | | | | | | |
| 駅前線 | 平成8年度～ 令和7年度 | 977m | 14m | 42億円 | 73.5% | 11億1,250万円 |
| 花都川線 | 平成9年度～ 令和10年度頃 | 320m | 16m | 16億円 | 70.7% | 4億6,877万円 |
| 山の手線 | 平成9年度～ 令和10年度頃 | 1,050m | 18m | 57億円 | 26.4% | 41億9,424万円 |
| 青崎畝線 | 平成5年度～ 令和20年度頃 | 1,466m | 16m | 51億円 | 53.7% | 23億5,900万円 |

29 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

(要 旨)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。

このため、国におかれては、平成 11 年 6 月の豪雨災害を契機として、平成 13 年度より「広島西部山系」、平成 30 年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を推進していただいています。

こうした中、近年では、豪雨の激甚化・頻発化等の自然災害のリスクが増大しており、住宅地において甚大な土砂・洪水氾濫による被害が発生しているため、今後は、土砂を捕捉する遊砂地の整備等の対策が重要となります。

つきましては、流域全体で対策を実施するという流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を図り、地域の安全・安心を確保するため、体制の強化も含め、これまで重点を置いてきた土石流対策に併せて、土砂・洪水氾濫対策を実施するなど直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

土砂災害警戒区域等は、平成 12 年に制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び平成 26 年の同法の一部改正に基づき、令和 2 年 3 月に広島県において本市を含む県域全ての区域が指定されました。

本市では、区域指定に合わせて、土砂災害ハザードマップの作成・周知や地域防災計画において避難場所・避難経路に関する事項等を定め、避難体制の充実・強化を図ってきましたが、人的被害を更に回避する上で土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する支援も必要であると考えています。

つきましては、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転・改修に対する税財政上の支援措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

事業概要

| | | | |
|------|---|------------------|----------|
| 事業主体 | 国（国土交通省） | | |
| 事業名 | 広島西部山系直轄砂防事業 | 安芸南部山系直轄砂防事業 | |
| 事業期間 | 平成 13 年度～ | 平成 30 年度～ | |
| 事業内容 | 土砂災害防止施設の整備 | | |
| 関係市町 | 広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市 | 広島市（安芸区一部）、呉市、坂町 | |
| 事業費 | 令和 4 年度まで | 約 893 億円 | 約 152 億円 |
| | 令和 5 年度 | 約 44 億円 | 約 28 億円 |

※事業費には砂防災害関連緊急事業及び特定緊急砂防事業を含む。

位置図



2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

- (1) 住宅金融支援機構の地すべり等関連住宅融資の拡充（融資条件の緩和、利率の引下げ）

◎ 現行制度

| | |
|---------------------------|---|
| 地すべり等関連住宅融資 | 〔融資条件〕 |
| 移転勧告を受けた者に対し、一般融資に比べ低利で融資 | ① 市長の証明書、勧告書の写し ② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申込み ③ 居住室、台所、トイレが備えられている住宅など 【令和5年6月1日から6月30日までに融資の申込みをされた方の適用利率 年 1.02%等】 |

- (2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の充実（国補助率（1/2）の引上げ）

◎ 現行制度

| | |
|--|---|
| 1 がけ地近接等危険住宅移転事業 | 〔補助限度額〕 |
| がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援 | ① 除却等費 ○除却費 3万1千円/㎡（木造住宅） 4万4千円/㎡（非木造住宅） ○動産移転費等 97万5千円/戸 ② 建物助成費（借入金利子に相当する費用） 建物 465万円/戸 土地 206万円/戸 敷地造成 60万8千円/戸 計 731万8千円/戸 |
| 2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業 | ① 補助率：改修工事費の23% |
| 土砂災害特別警戒区域の既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう改修を支援 | ② 補助対象限度額（改修工事費の上限） 336万円 |
| | ③ 補助限度額 77万2千円 |

- (3) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

| |
|---|
| 所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設 |
| 〔参考〕（所得税法第58条） 同一年内に譲渡する前の資産と規模、用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。 |

30 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠であることから、広島県により、広島港の高潮対策が進められていました。

こうした中、平成 11 年 9 月の台風 18 号、平成 16 年 8 月の台風 16 号、同年 9 月の台風 18 号により、高潮による甚大な被害が生じ、高潮対策が急務となりました。

このため、国におかれても、平成 17 年度より広島県とともに高潮対策を進めていただいておりますが、特に近年は、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民の安全・安心の確保などを図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

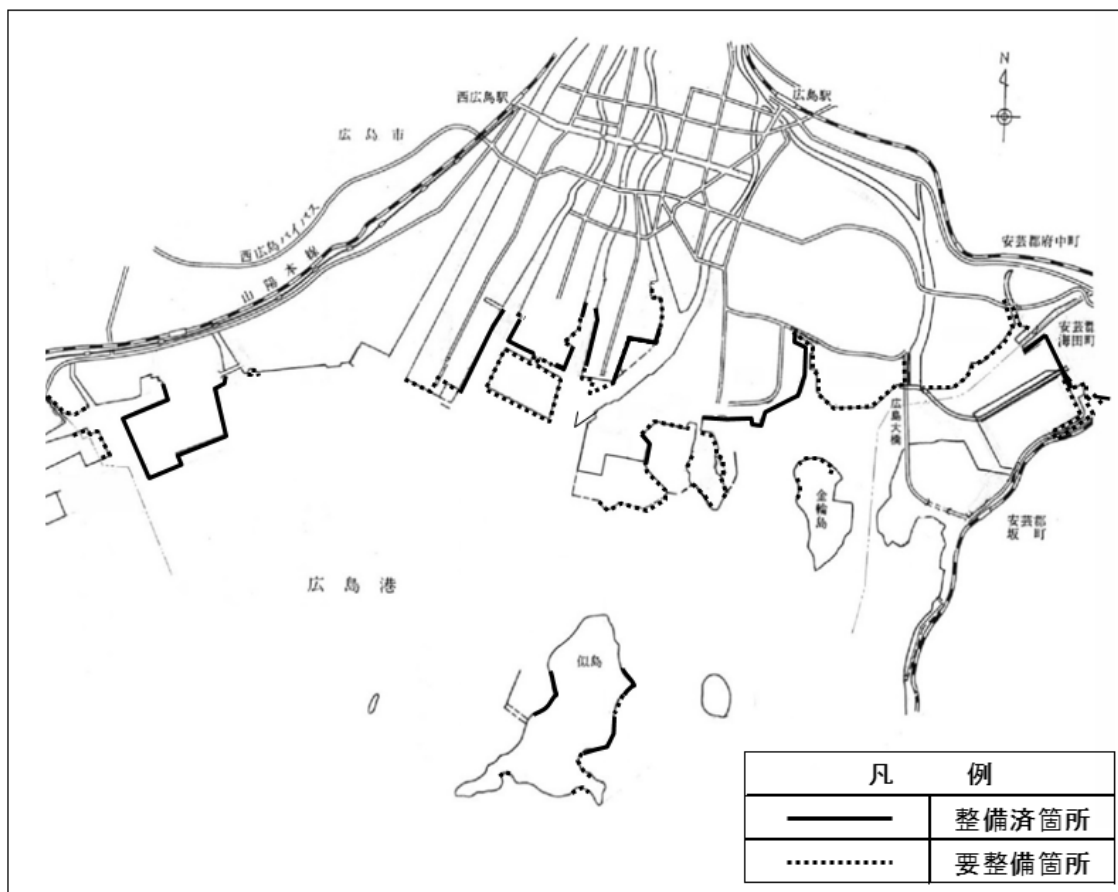
3 整備状況（令和4年度末現在）

整備計画延長 69 km （うち広島市域 50 km）

整備済延長 28 km （うち広島市域 22 km）

要整備延長 41 km （うち広島市域 28 km）

4 位置図



31 太田川高潮対策事業等の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

高潮堤防整備等の事前防災対策の促進

(要 旨)

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風に加え、西日本の広範囲に影響を及ぼすとされる南海トラフ巨大地震のリスクの高まりに対する備えが一層求められています。

こうした災害に対し、本市は地盤の低いデルタ部に中心市街地が形成されているため、高潮や洪水の発生リスクが高く、市民生活はもとより都市機能の低下による社会経済活動にも大きな影響を及ぼしかねない状況にあります。

このため、太田川流域全体のあらゆる関係者が連携の下、様々な治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」が令和3年3月に策定され、国の取組としては、高潮堤防整備や既存堤防の耐震対策、河道掘削等が位置付けられているところです。

つきましては、事前防災対策である高潮堤防整備等の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）、広島県

2 事業期間

国：昭和 47 年度～ 県：昭和 43 年度～

3 事業内容

(1) 場所 国：太田川（放水路）、天満川、旧太田川（本川）、元安川

県：京橋川、猿猴川、府中大川

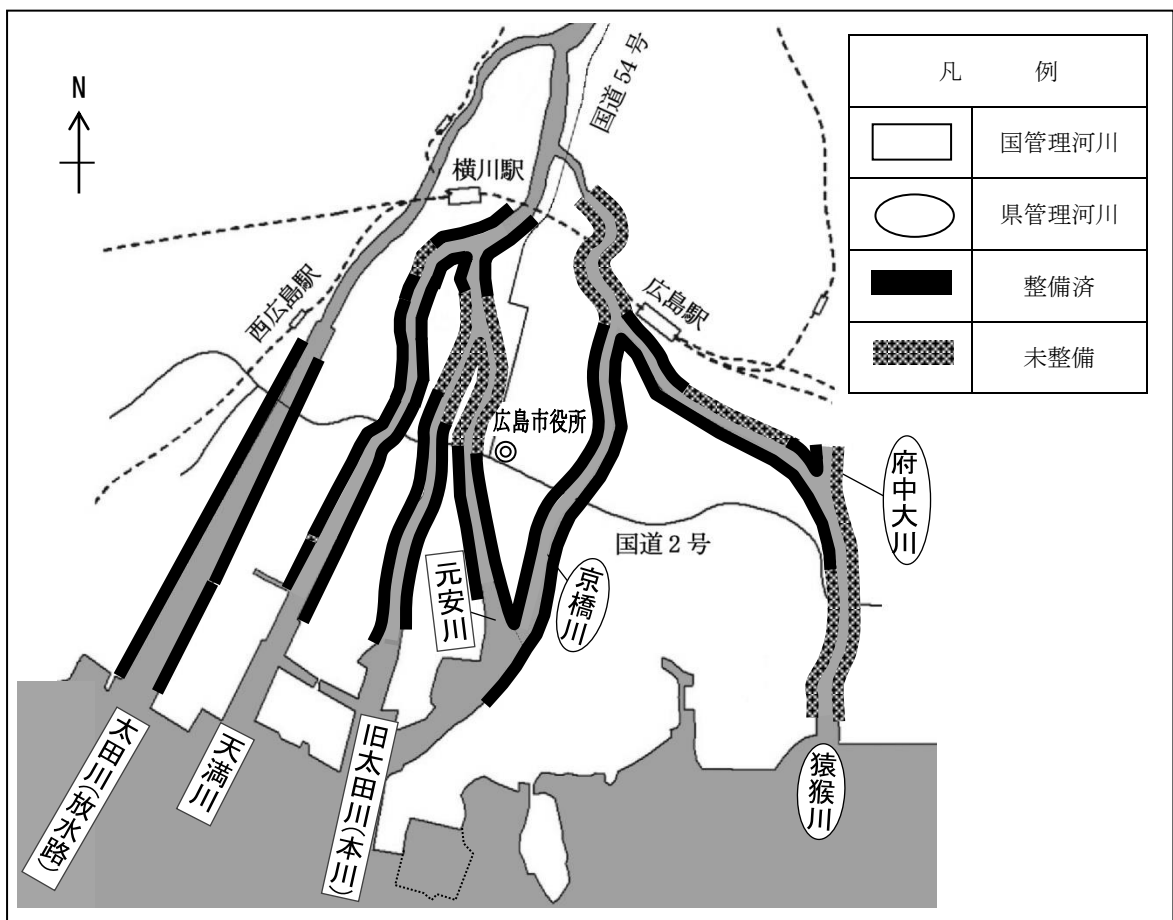
(2) 改修方式 防潮堤の構築

4 整備状況（令和 4 年度末現在）

整備計画延長 国：34.8 km 県：24.6 km

整備済延長 国：30.3 km 県：16.1 km

5 位置図



32 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 小学校専科指導の充実
- 3 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

近年、教育現場においては、いじめの対応をはじめ、不登校や児童虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒への対応等、解決すべき課題が複雑化・多様化しています。

こうした課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するためには、教員の加配措置による生徒指導主事等の専任化が重要となるとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が教員と連携し、課題の解決に当たることができる「チームとしての学校体制」を早急に構築する必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を更に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 小学校専科指導の充実

本市では、これまで小学校において実施してきた英語教育を更に発展させ、会話や実際のコミュニケーション場면을重視した授業を行うことで国際平和文化都市にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、こうした取組に英語専科教員の配置は欠かせません。

また、英語専科を含めた小学校専科指導教員による授業をより一層充実させることにより、質の高い教育を提供するとともに、教員の働き方改革推進の一助としたいと考えています。

つきましては、これまでも小学校専科指導教員の加配定数を措置していただいているところですが、更なる加配措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

3 少人数学級編制の実施

本市では、平成 20 年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校 2 年生から中学校 1 年生において 35 人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

そうした中、令和 3 年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和 6 年度は、小学校 5 年生まで定数措置されることとなりましたが、本市では、小学校 6 年生から中学校 1 年生まで単独加配措置を実施します。しかし、本市の財政が厳しさを増す中、単独加配措置自体が困難な状況となっています。

これまでも、少人数学級編制に係る加配定数を措置していただいているところですが、中学校を含め更なる加配措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。